第三部 施策の展開

第1章 柱1 地域共生社会の実現

第2章 柱2 認知症高齢者等の支援の充実

第3章 柱3 介護予防・自立生活支援と社会参加の推進

第4章 柱4 介護サービス基盤・人的基盤の整備

第5章 柱5 介護保険事業の安定した運営

第1章

柱1 地域共生社会の実現

重点的な取組 地域共生に向けた取組の推進

- 1 地域包括支援体制の充実
- 2 在宅医療・介護連携の推進
- 3 権利擁護の推進
- 4 バリアフリーの推進
- 5 多世代交流の推進

第 1 章 柱1 地域共生社会の実現

重点的な取組 地域共生に向けた取組の推進

目指す姿

生活上の課題を抱える区民が包括的な支援を受けられる地域

背景

- ●近年、8050問題やダブルケア³等複合的かつ複雑な支援ニーズが顕在化しており、個別的で柔軟な支援が必要とされています。そのため、社会福祉法等の改正で、多様化した支援ニーズに対応する区市町村の包括的な支援体制の構築の必要性が示されました。
- ●地域での活動の場等において、地域住民同士が気にかけ合い緩やかに見守り合う関係性 を作り、重層的な地域セーフティネットを構築することで、本人を地域コミュニティにつ なぎ戻していくことが求められています。
- ●地域共生に必要な要素として、国からは属性に関わらず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、社会とのつながりや参加を支援する機能、地域づくりをコーディネートする機能という3つの機能が示されています。

今後の方向性

- ▼地域包括支援センターは、対象者との継続的な関わりの中から多様な支援ニーズを捉えた上で、関係機関と連携しつつ伴走型支援を含めた包括的な支援を行います。また、相談支援の提供と同時に、本人のニーズに応じて地域社会資源への参加支援を行います。
- ▼民生児童委員や見守りサポート協力員、その他地域の支援の担い手と協働し、地域住民同士の支え合いのネットワーク強化を図ります。
- ▼在宅医療・介護連携推進コーディネーターを設置し、地域包括支援センターと連携を強化 することで、在宅医療に関する相談支援体制の充実を図ります。
- ▼生活支援コーディネーターを活用し、地域づくりにおける担い手等の関係者のネット ワーク化や地域のニーズのマッチングを進めるとともに、多様な関係主体が助け合いに よる地域の課題解決を目指し協働する協議体の取組を推進します。(参考1)
- ▼地域ケア会議にリハビリ職種を参加させ、地域課題の抽出・把握を行い、地域資源の開発につなげることで、自立支援を重視した地域の課題解決力を高めていきます。(参考2)

^{3 8050}問題:2010年代以降の日本に発生している長期化した引きこもりに関する社会問題 ダブルケア:子育てと介護を同時に担うこと

第1章

参 考

生活支援コーディネーター及び協議体図 渋谷区実施計画2020



2 地域ケア会議による地域の課題解決力向上



- ✓ 多職種による 個別課題の検討
- ✓ 自立支援・重度化防止 を重視した地域課題
- 解決力の向上
- ✓ リハビリ職種の参加 ✓ 地域支援ネットワーク の構築

圏域地域ケア会議

圏域単位の 地域ネットワークづくり / 圏域単位の地域課題・ 資源開発

中央地域ケア会議

✓集約した地域課題を 政策形成につなげる 地域資源の開発をする ことによる地域の課題 解決力向上



地域共生社会の 実現

新たに生じた課題への対応(循環型の課題解決の仕組み)

個別課題 解決機能 ネットワーク 構築機能

地域課題 発見機能

地域づくり・ 資源開発機能 政策形成 機能

指標

指標	現状	目標
第2層協議体の数	7か所	11か所
地域ケア会議にリハビリ職種が参加する割合	28%	50%

1 地域包括支援体制の充実

高齢者や障がい者等を含めた区民が、地域の中で安心して共生していけるよう、地域包括支援体制構築のための中核的な役割を果たす地域包括支援センターの相談窓口機能をさらに充実します。重層的支援体制整備事業の実施も視野に入れ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する支援体制の構築を推進します。

また、生活支援コーディネーターを活用し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の基盤整備に向けた地域づくりを推進します。

(1)地域に根付いた体制づくり

【新規または拡充施策】

事業名	包括的な相談支援体制	の構築(新規)	
 内 容	令和5年度に障がい分野を含めた相談窓口を各圏域にある機能強化型地域包		
内容	括支援センターに設置し	、複合化したニーズに対応	にします。
	高齢・障がい分野の相談を一体的に受ける窓口を設置することにより、包括的な支援体制を構築します。		置することにより、包括
日(宗			
左为弘而	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
年次計画	検討	検討	設置
担当部署	高齢者福祉課、障がい者	福祉課	

事業名	生活支援コーディネー	ター及び協議体の充実(拡充)
	生活支援コーディネータ	ーを活用し、関係者のネッ	トワーク化、ニーズとサー
	ビスのマッチング等を継	続して行います。また、基	盤整備に向けて、世代や
内容	属性を超えた多様なサー	ビス提供主体の参画が求め	られることから、「定期的
	な情報の共有・連携強化	の場」としての協議体を令	和5年度までに計11か所
	設置することを目標とし	、より地域に根差した体制	整備を進めます。
	世代や属性を超えた多様	なサービス提供主体との情	報共有・連携・協働によ
目標	り地域資源の開発及び定着を図り、地域住民の複雑化・複合化した支援ニー		
	ズに対応できる包括的な地域づくりを推進します。		
	生活支援コーディネーターの増員・第2層協議体 ⁴ の設置数		
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
	2人	2人	4 人
	4 か所	8 か所	11か所
担当部署	高齢者福祉課サービス事	業係	

⁴ 第2層協議体:地域包括支援センターの地区割りを単位とした協議体で、第1層協議体は渋谷区全域を対象とした協議体

第1章

事業名	個別地域ケア会議の実施
	地域包括支援センターが個別地域ケア会議を開催し、医療、介護等の専門職
	(訪問看護師や居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー等在宅介護や認知
山 宓	症対応を熟知した人材を中心とします)のみならず、地域をよく知る住民(民
内容	生児童委員等)と協働して、高齢者の個別課題の解決を図ります。
	また、必要に応じて、行政(高齢者部門・生活福祉部門・保健衛生部門等)も参
	加し、課題解決に向け支援します。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	中央地域ケア会議の実施
	個別地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることによ
	り、地域に共通した課題を明確化します。圏域地域ケア会議において、共有
内 容	された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを行い、さらには高齢
	者保健福祉計画及び介護保険事業計画への反映等の政策形成につなげるた
	め、区が主催する中央地域ケア会議を実施します。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

(2) 高齢者の相談支援体制

事業名	地域包括支援センターの充実
	地域包括ケアシステムの構築を行なっていくため、日常生活圏域ごとに地域
	包括支援センターを統括し、総合的に支援する機能強化型地域包括支援セン
	ターを平成27年度に4か所設置しました。
	多様な地域資源の活用や高齢者の社会参加を通じた効果的な介護予防事業等
.	を推進するために、下記の項目を実施していきます。
内容	①総合事業展開後の質の高い介護予防ケアマネジメント
	②医療と介護の総合的在宅サービスの提供
	③個別地域ケア会議の開催
	④認知症施策へのさらなる対応
	⑤地域ごとのニーズ把握や総合調整機能
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	セーフティネット見守りサポート事業
	ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、日中独居で日常生活に不安があ
内容	り見守りが必要な方を対象に地域の見守りサポート協力員がチームで継続的
P) 谷	に訪問や声かけをしながら、民生児童委員や町会、シニアクラブ等と連携・
	協力して、住み慣れた地域で安心して住み続けられるように支援を行います。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	高齢者実態調査
	生活状況の把握等を目的とし、75歳以上の人全員を対象として、民生児童児
内容	童委員による訪問聴き取り調査を実施します。また、ひとり暮らし高齢者を
	対象として、郵送による調査を実施します。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

第1章

(3)介護にあたる家族への支援

事業名	家族介護者教室
	高齢者福祉施設は、高齢者を介護している家族や介護に関心のある人を対象
	に介護方法の指導等を行う家族介護者教室を年数回程度実施します。
内容	新型コロナウイルス等の感染症拡大が懸念される状況でも、その影響を受け
	ることなく実施することができるよう、オンラインで家族介護者教室を開催
	します。
目標	感染症の蔓延下においても地域とのつながりをつくることや、介護者同士の
	交流によるストレスの軽減を図ります。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、区高齢者施設

事業名	介護者リフレッシュ交流会
	広く介護者同士の交流の場として、また介護体験の共有、意見交換、情報交
	換を行うために、各地域包括支援センターがそれぞれの地域内の公共施設等
内 容	で開催しています。主に認知症高齢者の介護者の健康教育・相談受付を行っ
	たり、介護者同士の交流の機会を提供しています。介護方法の指導といった
	技術的なことより、介護者の精神的ストレスの軽減に重点を置いています。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	ショートステイの緊急利用
	つばめの里・本町東では、要介護・要支援と認定された人を対象に、介護者
内容	の急な病気や葬祭への出席等切迫した事情がある場合にショートステイの緊
	急利用を実施しています。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係

事業名	在宅療養支援ショートステイ
	在宅で医学的な管理が必要な高齢者の生活を支えるために、介護保険の
内容	ショートステイ用のベッドを確保し、在宅療養高齢者の生活の充実及び介護
	者の負担軽減を図ることを目的として実施します。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

2 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療に関する相談窓口において、高齢者やその家族から相談を受け付け、関係機関・ 多職種と連携して、必要な支援を行います。

【新規または拡充施策】

事業名	在宅医療・介護連携推	進コーディネーター(仮	称)の設置(新規)
	各地域包括支援センター	のアドバイザーとして在宅	医療・介護連携推進コー
内容	ディネーターを設置し、	地域包括支援センターから	の在宅医療・介護に関す
N A	る相談に対して、アドバ	イスや必要な支援を行いま	また、在宅医療に関
	する多職種研修会の開催	や普及啓発に取り組みます	- o
	地域包括支援センター職	員の在宅医療・介護に関す	⁻ るスキルアップのための
目 標	勉強会や多職種連携のた	めの研修会等を開催します	。また、地域包括支援セ
	ンターの窓口機能を強化	し、在宅医療・介護連携を	推進していきます。
		勉強会開催回数	
	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
年次計画	年4回	年11回	年11回
十 次計画		多職種研修会開催回数	
	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
	年1回	年1回	年1回
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談	支援係	

第1章

3 権利擁護の推進

権利擁護会議の開催や緊急一時保護の実施等により虐待の発生を防ぐとともに、成年後 見制度やあんしんサービス等による支援により、認知症高齢者等に対する人権や権利を擁 護する相談・支援体制の充実を図ります。今後の利用者の増加に向け、生活に密着したより 使いやすい制度運営に努めていきます。

(1) 高齢者の虐待防止の推進

事業名	地域包括支援センターにおける虐待相談窓口
	高齢者虐待の早期発見と早期対応のために、地域に身近な地域包括支援セン
内容	ターを高齢者福祉課とともに高齢者権利擁護の窓口として位置付け、迅速な
	情報把握と対応を図ります。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	権利擁護会議
	高齢者の人権と生活を守るため、高齢者虐待対応や成年後見の必要性を検討
内容	し、区としてのアセスメント5、援助方針、支援内容、各機関の役割調整、連
	絡体制とモニタリング時期等を決定します。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

	事業名	緊急一時保護
	内容	高齢者虐待等への対応で、緊急に身体の安全を確保する必要があると判断し
		た時に、区が委託する施設において緊急一時保護を行います。
担	旦当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	福祉サービス利用者権利保護委員会
	区民が安心して利用できる福祉サービスの確保に向けて、福祉サービス体制
内容	等のあり方及び福祉サービスに関して申し立てられた苦情について調査審議
	し、区長に対して必要な提言等を行います。
担当部署	福祉部管理課指導監査主査

⁵ アセスメント:支援をするにあたって必要な情報を収集し、本人のニーズを分析すること

(2) 成年後見制度の利用促進

【継続施策】

事業名	成年後見制度の利用促進
	成年後見制度の利用促進のため、区と成年後見支援センターを中心として、
	地域連携ネットワークをベースに広く関係機関が参画して成年後見制度利用
内 容	促進基本計画を推進します。
	また、計画の適切な推進にあたっては、成年後見制度利用促進審議会が点検・
	評価していきます。
担当部署	福祉部管理課民生係、渋谷区社会福祉協議会

事業名	成年後見申立て費用等の助成
	第三者に成年後見人を委ねることが適切であるにもかかわらず、そのための
内容	費用負担が困難であるときに、後見開始の審判申立てに係る費用の全部また
	は一部を助成します。

担当部署 渋谷区社会福祉協議会

事業名	成年後見人に係る報酬の助成
	第三者に成年後見人を委ねることが適切であるにもかかわらず、そのための
内容	費用負担が困難であるときに、成年後見人の報酬に係る費用の全部または一
	部を助成します。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

事第	美名	成年後見申立て等支援
内	容	後見人候補者や申立手続き援助者の紹介、申立手続き等の支援を行います。
担当	部署	渋谷区社会福祉協議会

事業名	成年後見区長申立
	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、
内容	身寄りがない場合等当事者による申し立てが期待できない状況にある方に対
	して、区長が家事審判開始の手続きをとります。
担当部署	福祉部管理課民生係、高齢者福祉課高齢者相談支援係、障がい者福祉課知的
担当即有	福祉係、健康推進部地域保健課保健指導主査、各保健相談所

第1章

事業名 法

法人後見

内 容

社会福祉協議会による後見人受任を行います。

担当部署

渋谷区社会福祉協議会

事業名

社会貢献型後見人推進事業

内容

後見人を必要とする区民が地域で安心して自分らしい生活を継続できるように社会貢献的な精神に基づき後見業務に取り組む意欲のある区民等から後見 人候補者を育成します。また、家庭裁判所の選任を受けた後見人を支援しま す。

担当部署

渋谷区社会福祉協議会

事業名

専門家による定例相談会

内 容

成年後見制度の説明、手続きの案内、申立てに必要な書類の書き方等の相談・ 支援のため、司法書士、社会福祉士、弁護士による相談会を定期的に開催し ます。

担当部署

渋谷区社会福祉協議会

事業名

あんしんサービス

(財産保全・管理サービス事業、地域福祉権利擁護事業)

福祉サービスの利用に援助が必要な要支援・要介護者、軽度の認知症高齢者 等の在宅生活を支えるための手助けを行います。

内容

頼れる親族がいない場合や外出困難な場合、軽度の認知症等で日常生活が難しい場合に、福祉サービスの利用にあたっての自己決定の援助や成年後見制度を利用する準備等、何かある前の備えとして、「福祉サービス利用の援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等の預かりサービス」を提供します。

担当部署

渋谷区社会福祉協議会

(3)消費者被害防止の推進

【継続施策】

事業名

消費者相談

内 容

消費生活全般にわたる相談を受け、近年増加している契約や販売方法のトラブルに対する対処法について、助言や情報提供を行います。

担当部署

区民部産業観光課産業振興係、渋谷区消費者センター

4 バリアフリーの推進

渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画における渋谷駅周辺地区の 公共交通機関、建築物、道路、公園等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。

【継続施策】

事業名	渋谷駅周辺地区の一体的なバリアフリー化
	【特定事業計画の推進】

渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく、渋谷駅周辺地区の生活関連施設(旅客施設、官公庁施設、福祉施設等)・生活関連経路(道路等)のバリアフリー化の進捗管理を行います。

内容

【バリアフリー化整備助成の推進】

事業者が合理的配慮等を行う際の費用負担軽減のため、渋谷駅周辺の小規模店舗に、バリアフリー化整備助成を行うことにより、店舗のバリアフリー化が進み、「すべての来街者がまた訪れたくなる街、渋谷」を推進します。

担当部署都市整備部まちづくり第二課まちづくり推進係

事業名	区立施設のバリアフリー化	
中 宓	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりのために、区立施設	
内容	のバリアフリー化を促進します。	

担当部署 区民部地域振興課施設係

事業名	退路のハリアフリー化
	高齢者や障がいのある人のための移動の円滑化を図るため、交通処理や道路
	構造等が原因で平面横断できない場所に設置された横断歩道橋については、
内容	架け替え等の更新時にエレベーター等の設置について検討を行うこととし、
	国・都に対してはエレベーター等の設置・管理を要望します。

担当部署 土木部道路課計画係・都市基盤整備主査

	事業	美名	歩道のバリアフリー化
	ж	숬	歩道の勾配の改善、通行動線上にある歩車道境界部等の縁石の補修、歩行空
内容	台	間の平坦性の確保等の改修を行います。	
	担当	部署	土木部道路課計画係・安全施設係

事業名	点字ブロック等の整備
内容	視覚障がい者が安心して歩けるよう点字ブロックを整備します。
担当部署	土木部道路課計画係・安全施設係

第1章

5 多世代交流の推進

高齢者だけでなく子育て世代や児童、生徒を交えて多世代が垣根なく交流ができる居場所をつくり、どの世代においても社会からの孤立を防ぎます。年齢で区別しない多世代に渡った交流によって地域のつながりを強化します。

【新規または拡充施策】

事業名	景丘の家事業の実施(拡充)	
	景丘の家は建替えを行い	、子どもから高齢者まで幅	i広い世代が集い、交流で
	きる施設として、平成31	年3月に開設しました。料	理、工芸、音楽等をテー
内容	マにした施設主催のアートスクール(月2回)の実施や、食を通して世代を超		
77 台	えた交流を目的としたサ	ロン交流会(月2回)、こと	も食堂等を開催していま
	す。また、グループとし	ての多彩な趣味や、音楽・	ダンス等の活動を支援す
	るため、交流と活動の場	を提供しています。	
目標	子どもから高齢者まで地	域で交流、共生できる施設	として事業の充実を図り
ます。			
		利用人数	
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
	43,000人	44,000人	45,000人
担当部署	渋谷区社会福祉協議会		

事業名	事業名 高齢者福祉施設での多世代交流	
	高齢者福祉施設を中心として、近隣の保育施設や小中学校の園児、児童、生	
内容	徒と交流を深めるとともに、高齢者福祉施設の果たす役割を理解する機会を	
	各施設で年数回程度創出します。	
目標	特別養護老人ホームをはじめとする高齢者福祉施設で施設訪問等を通じて多	
目標	世代に渡った交流の場を実現します。	
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、区高齢者施設	

第2章

柱2 認知症高齢者等の支援の充実

重点的な取組 本人の視点を重視した認知症高齢者等への支援

- 1 認知症の進行状況に応じた多様な支援の実施
- 2 認知症の早期発見・早期対応できる仕組みの充実
- 3 認知症の啓発事業の充実
- 4 認知症高齢者、家族等の支援

第 2 章 柱 2 認知症高齢者等の支援の充実

重点的な取組 本人の視点を重視した認知症高齢者等への支援

目指す姿

認知症になっても安心して日常生活を送ることができる地域

背景

- ●区の要介護・要支援認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度が I (何らかの認知症を有するが日常生活がほぼ自立している)以上の人は 8 割を超えており、介護保険サービスの利用者の大半は何らかの認知症の症状があると言えます。(参考1) さらに、今後も認知症高齢者数は、ますます増加することが見込まれていることから、認知症高齢者への支援策を多面的に展開する必要があります。
- ●「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」では、要介護認定を受けていない高齢者のうち12.2%が軽度以上の認知機能の障がいがある(認知機能障害程度区分(CPS) 2 レベル以上)と評価されています。(参考2)こうしたことから、要介護認定を受けていない高齢者についても、認知症に関するフォローが必要であると考えられます。
- ●今後、国の「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方である「共生」と「予防」を軸とし、 認知症の本人やその家族の視点を意識しながら、認知症の発症を遅らせるとともに、認知 症になっても希望を持って日常生活が過ごせる社会の実現を目指します。

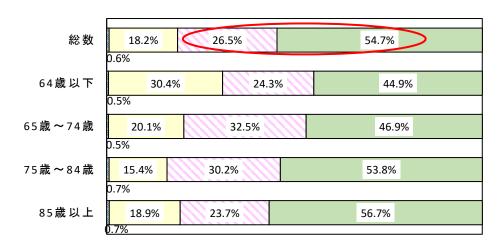
今後の方向性

- ▼認知症の本人が、自身の希望や必要とすること等を語り合う「本人ミーティング」を開催 し、本人の視点での認知症に関する普及啓発を推進するとともに、認知症の本人の意見の 把握に努めます。
- ▼認知症サポーターの人数の拡大を図ることに加え、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等がチームを作り、認知症の本人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を地域ごとに構築します。
- ▼一定の条件を満たす方を対象に、医療機関等で認知機能検査を行う認知症検診を実施し、認知症の早期診断を推進します。同時に、区に配置している認知症支援コーディネーター及び機能強化型地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心として、診断後に容態に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制の構築を進めます。
- ▼認知機能の維持・改善や認知症についての正しい知識の付与を目的とした「認知症予防プログラム」を実施することによって、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進します。

参考

1 認知症高齢者の日常生活自立度(認知症の高齢者にかかる介護の度合いを分類したもの)

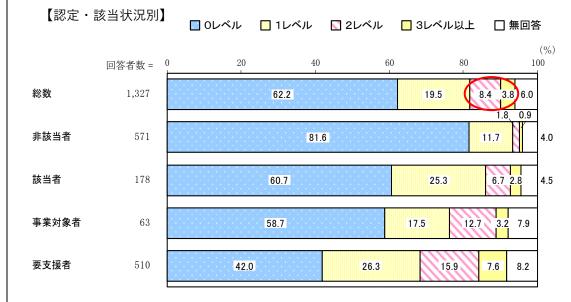
■転入(不明) □自立 □ Ⅰ □ Ⅱ以上



資料:渋谷区介護保険運営協議会資料

【対象:要介護・要支援認定者(令和2年3月31日現在)】

2 認知機能障害程度区分(認知機能の障害程度の指標として有効とされる尺度)



資料: 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月) 【対象:要介護認定を受けていない高齢者】

指標

指標	現状	目標
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による	24 50/	E00/
認知症に関する相談窓口の認知率	24.5%	50%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による	12.20/	100/
認知機能障害程度レベルが 2 以上の人の割合	12.2%	10%

1 認知症の進行状況に応じた多様な支援の実施

認知症の疑いから発症、進行とともに変化していく状態に応じて、活用ができる社会資源についてまとめた冊子「ものわすれのしおり」(認知症ケアパス)を配布することにより認知症に関する正しい知識や情報の普及啓発を図るとともに、必要に応じて内容の見直しを行い、認知症の進行状況に応じた多様な支援の流れを区民に周知していきます。

また、認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の活用により、本人やその家族が必要とするサービスへ適切につなぎます。

さらに、認知症予防プログラムを実施することにより、認知症になる前から認知症に正しく 備えることで、結果として、認知症になるのを遅らせることを目指します。

【新規または拡充施策】

事業名	認知症予防プログラム	の実施(新規)	
		吉果、MCI(軽度認知障害)と	·
内容	に関する備えを必要とす	る人に対して、認知症予防	うに効果があると言われる
13 11	運動、知的活動、コミュ	ニケーションを組み合わせ	たプログラムを実施しま
	す。		
	プログラムの実施により	認知症についての正しい知]識をつけることで、認知
	症への備えをするととも	に、認知症の発症及び進行	rを防止します。
	認知	D症予防プログラムの参加.	人数
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
	検討	55人	55人
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談	支援係	

事業名	認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の活用
	認知症支援コーディネーターは、認知症の早期発見・診断・対応を推進する
	ため認知症に関する相談を地域包括支援センター等から受け付け、「認知症初
	期集中支援チーム」あるいは都立松沢病院と派遣協定を締結している「認知
内容	症アウトリーチ チーム」を派遣して必要な支援方法を検討するとともに、自
	ら訪問して必要なサービスにつなげていきます。また、認知症施策のコーディ
	ネート役である認知症地域支援推進員は、初期集中支援チームの一員として、
	医療機関等と密に連携を図る等、きめ細かく継続的な対応を行います。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

第2章

事業名 ものわすれのしおり(認知症ケアパス)の更新

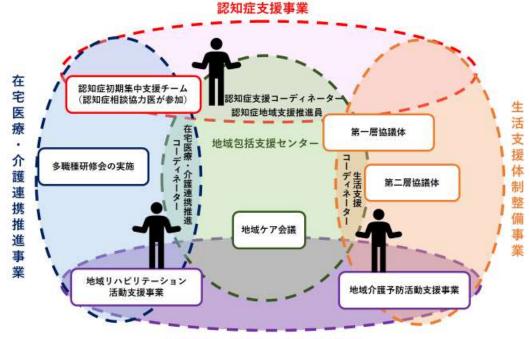
内容

認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護、地域の社会資源等を利用することができるか等についての全体的な流れを示した「認知症ケアパス」を継続的に更新していきます。これを認知症の本人とその家族、医療や介護関係者等の間で共有することで、認知症の容態に応じた適時・適当な医療・介護等が提供されることを目指しています。

担当部署 高齢者福

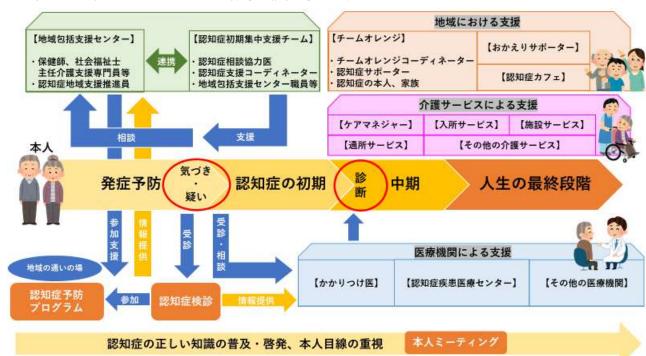
高齢者福祉課高齢者相談支援係

◆地域支援事業の連携図



介護予防・日常生活支援総合事業

◆医療・介護・地域等による包括的・継続的な支援の実施



認知症の早期発見・早期対応できる仕組みの充実 2

認知症の早期発見、早期対応のため、地域の医療・介護等の社会資源を活用した支援を実施 します。

また、MCIや認知症初期の状態からできる限り早く支援が開始できるよう、潜在している 対象者の把握及び支援体制の構築のために、認知症検診を実施します。

【新規または拡充施策】

事業名	認知症検診の実施(新	規)	
	認知機能をセルフチェッ	クできるシートを送付し、	一定以下の結果が出た方
	のうち、希望される方に対して指定された医療機関で認知機能検査を実施し		
内容	ます。検診実施後、地域包括支援センター等が中心となって、かかりつけ医		
	への情報提供や専門医への受診勧奨、その他の医療や介護、地域資源へのマッ		
	チング等、本人のニーズ	に寄り添った支援を実施し	ます。
	認知症の早期発見、早期支援の開始により、容態に応じた適切な医療・介護・		
日(宗)	生活支援等を受けられる体制を構築します。		
		認知症検診の受診人数	
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
	検討	110人	110人
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談	支援係	

【斜

事業名	認知症初期集中支援チーム	
	認知症初期集中支援チームは、認知症の症状のある本人とその家族に早期に	
	関わり、早期発見、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを	
内容	目的として設置しています。チームは認知症相談協力医や認知症支援コー	
	ディネーター、看護師を含む複数の専門職で構成され、認知症の症状のある	
	本人とその家族等への初期の支援を包括的、集中的に実施します。	
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係	
事業名	認知症相談協力医の活用	
	各日常生活圏域に認知症相談協力医を配置し、地域包括支援センターから認	
内容	知症を中心とした一般的な医療全般の相談を受け付けることで、認知症の症	
	状のある本人等への充実した支援を実施します。	
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係	
事業名	認知症疾患医療センターとの連携	
	東京都から指定されている認知症疾患医療センターと連携して、認知症相談	
内容	会や初期集中支援チーム等の認知症関連事業を実施することで、認知症の症	
	状のある本人等への充実した対応を図ります。	
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係	

第2章

3 認知症の啓発事業の充実

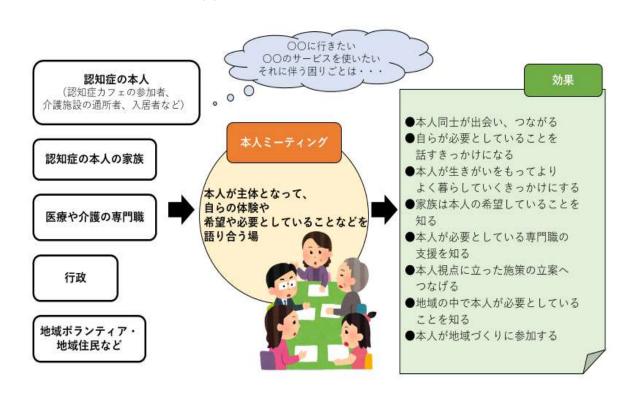
認知症の本人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域での認知症の理解の深化が不可欠です。そのため、認知症フォーラムや認知症サポーター養成講座等を継続的に実施し、地域住民、企業、各種団体等に働きかけながら正しい知識や情報の普及啓発を行います。

また、本人ミーティングを開催することにより、認知症の本人が必要としていることを把握 し、本人の視点に立った地域づくりを推進します。

【新規または拡充施策】

事業名	本人ミーティングの開	催(新規)	
	認知症カフェや介護施設	等に働きかけ、認知症の本	人やその家族の参加を募
内容	り、認知症に関する普及啓発イベント等の際に、本人ミーティングを開催し		
	ます。そこで、本人が主体となって、自らの体験や希望、必要としているこ		
	と等を語り合います。		
目標	認知症の本人が必要としていることを地域で共有・把握することで、本人の		
	視点を重視した地域づくりへとつなげます。		
	本人ミーティングの参加人数		
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
	検討	50人	50人
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		

◆本人ミーティングのイメージ図



【継続施策】

事業名 認知症フォーラム等の実施

内 宓

認知症に関する正しい知識を区民に普及啓発して、地域での見守り等の支援につなぐことを目的とする認知症フォーラム等を年2回開催し、認知症等の 啓発・予防事業を実施します。また、開催場所や内容を検討することで、さ らなる充実を図ります。

担当部署

高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名 認知症サポーター養成講座等の充実

認知症に関する正しい知識や情報を普及啓発して、認知症の本人等の支援につなげるため、認知症の本人とその家族への応援者である「認知症サポーター」を養成して、認知症になっても安心して暮らせる街を目指します。特に、コンビニエンスストアや郵便局等、認知症の症状のある本人と接触する可能性の高い場所の関係者へ受講を働きかけ、支援を要請します。

内容

さらには認知症サポーター養成講座受講済者等に対してフォローアップ研修を実施し、チームオレンジ(P.65参照)に登録を促すことにより、地域における認知症高齢者対応ボランティアとしての活躍の場も提供していきます。 また、認知症サポーターを養成する講師役である「キャラバン・メイト」の養成を推進し、認知症に関する正しい知識や情報の普及啓発の担い手を育成

担当部署

高齢者福祉課高齢者相談支援係

◆認知症フォーラム

します。



第2章

4 認知症高齢者、家族等の支援

機能強化型地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心になり、認知症の本人や家族の相談支援を実施します。

認知症カフェへの支援を通じて、本人や家族の居場所及び地域ネットワークの拠点としてカフェの持つ機能を充実させます。

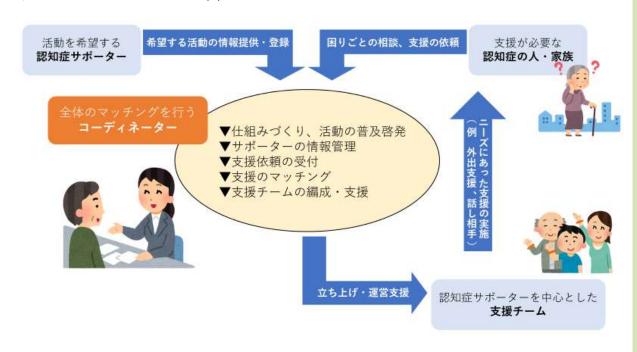
さらに、介護者のレスパイト⁶を図るために、引き続き介護者リフレッシュ交流会の開催に も取り組みます。

また、国の認知症施策推進大綱に基づき、「チームオレンジ」の仕組みを構築し、本人のニーズを認知症サポーターの支援につなげます。

【新規または拡充施策】

事業名	チームオレンジの構築	(新規)	
	研修を受けた認知症サポ	ーター等が支援チームを作	り、地域における認知症
内容	高齢者等のニーズに合っ	た具体的な支援につなげる	仕組みであるチームオレ
	ンジを構築します。		
目標	認知症の本人や家族の支	援ニーズと認知症サポータ	- 一等をつなぐ仕組みを令
	和5年度までに構築し、地域共生社会の実現を目指します。		
	チームオレンジの設置とチーム員数		員数
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
	検討	検討	設置・60人
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		

◆チームオレンジのイメージ図



 $^{^{6}}$ レスパイト: 「小休止」の意味で在宅介護の要介護者が福祉サービス等を利用している間、介護者が一時的に介護から解放されること

事業名	認知症高齢者の行方不明対応(拡充)
内容	認知症の本人が行方不明となったときの備えとして、本人自身にお持ちいただく「見守りキーホルダー」の配布を引き続き行います。また、実際に行方不明となった際に、行方不明者の情報を記載した捜索メールを一斉配信し、早期発見・早期保護につなげる「おかえりサポートメール」について、メールの登録者である「サポーター」数の増加のための取組を実施していきます。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	(若年性)認知症カフェの充実
	若年性を含む認知症の本人や家族、地域の人が誰でも参加でき、懇話や交流
内容	ができる場所である認知症カフェの活動を支援します。それにより、外出の
内谷	きっかけや介護者のストレス軽減、地域とのつながりの場として等、認知症
	カフェが持つ機能の充実を図ります。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

第3章

柱3 介護予防・自立生活支援と社会参加の推進

重点的な取組1 住民主体による通いの場の活動支援

重点的な取組2 新しい生活様式に適した社会参加の支援

- 1 介護予防施策の充実
- 2 健康づくりの支援
- 3 生活支援サービスの拡充
- 4 社会参加と生きがいづくりの支援

第 3 章 柱 3 介護予防・自立生活支援と社会参加の推進

重点的な取組1 住民主体による通いの場の活動支援

目指す姿

高齢者の自分らしさ、生きがいづくりを支援する地域

背景

- ●介護予防は、年齢や心身の状態に関わらず全ての高齢者を対象に、高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者本人を取り巻く環境も含めたアプローチが重要です。
- ●住民が主体となって運営する「通いの場」は、人と人とのつながりを通じて、地域づくりへ発展します。その地域を一番よく知る住民らが運営することにより、参加高齢者の状態把握や見守りとしての機能を果たすことや、茶話会・食事会等の交流を通じ、若年層や子どもも交えた多世代交流の場として、地域の中で新しいつながりが形成され、住民同士の相互支援が生まれることが期待できます。
- ●総合事業開始以降、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援は大きな課題であり、介護予防・フレイル⁷予防の基盤となる「通いの場」が、高齢者が歩いて通える範囲に万遍なく普及展開された状態を目指して取り組むことが求められています。(参考1)
- ●「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」では、地域のグループ活動について、 参加者としての参加意欲はあっても、企画・運営(お世話役)としての参加意欲はまだ高く ない傾向にあり(参考2)、企画・運営を行う人材の育成支援が必要であると考えます。
- ●コロナ禍において感染不安から外出自粛の傾向もある中、安心して参加できる「通いの場」 とするため、適切な感染症対策と「新しい生活様式」を踏まえた運営が求められます。

今後の方向性

- ▼厚生労働省が推進する、団塊の世代が75歳以上になる2025年までに通いの場に参加する 高齢者の割合を6%とすることを目指し、感染症予防対策を講じ、介護予防・フレイル予 防の視点を取り入れた住民主体の通いの場を増やすため、立上げ支援研修を実施します。
- ▼通いの場の継続支援として、定期的なリーダー交流会の実施、渋谷区社会福祉協議会による活動費助成のほか、理学療法士等専門職を通いの場に派遣し、専門的観点からのアドバイスや相談を行う等、区と住民主体の通いの場の緩やかな連携を図ります。
- ▼生活支援コーディネーターと連携して通いの場の実施状況を体系別にマッピング化し、 参加者数の把握(年代別、男女別、介護度別、地域別等)や活動状況の分析を実施していきます。
- ▼通いの場への参加に関する住民ニーズや潜在的な担い手の量等に関して実態を調査し、 阻害要因の分析と参加促進のための方策に向けた地域診断を実施していきます。

⁷ フレイル: P.73参照

参考

1 住民主体の通いの場 (「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ」より抜粋)

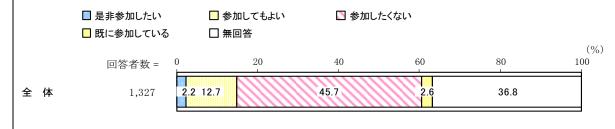


2 地域での活動について

問5 (2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行なって、いきいき した地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか



問5 (3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行なって、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか



資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

指標

指標	現状	目標
通いの場への65歳以上の参加割合		6 %
介護予防に資する住民主体の通いの場の状況	_	マッピング化
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による主観的健康観 (とてもよい、まあよいの割合)	66.7%	75%

重点的な取組2 新しい生活様式に適した社会参加の支援

目指す姿

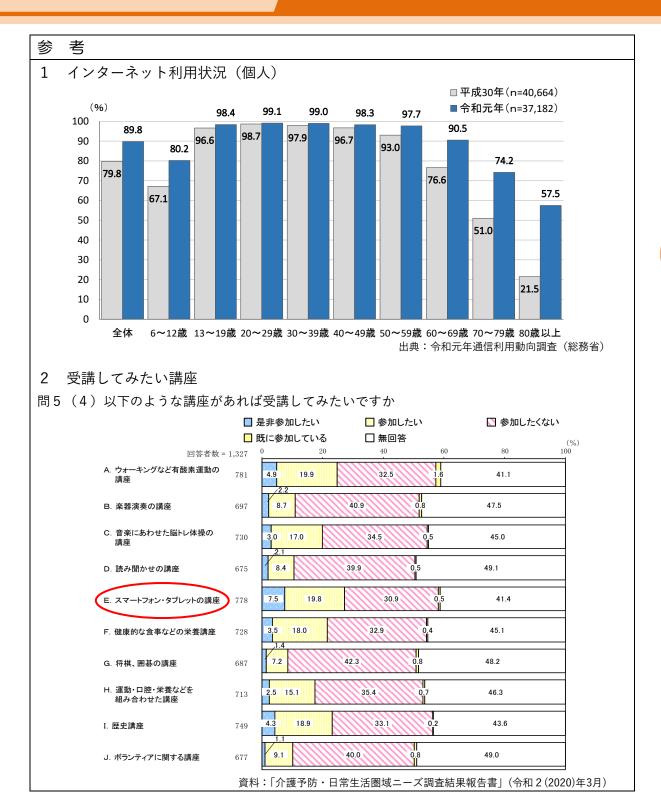
インターネットの活用により社会とのつながりを生み、孤立化を防止

背景

- ●総務省が実施している通信利用動向調査によると、日本国内のインターネット利用者の割合は全体で9割に迫るところまで増加しており、インターネットは生活に必要なインフラの一つとなりつつありますが、高齢者(特に70歳以上)の利用割合は低い水準となっています。(参考1)
- ●災害時においても、インターネットを利用した情報収集は重要となっており、災害時にこうした手段にアクセスできない高齢者は、これまで以上に災害弱者になることが想定されます。デジタルデバイド(インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差)を解消し、高齢者を孤立化させないための取組が必要です。
- ●コロナ禍での「新しい生活様式」に適した生活支援ツールとして、高齢者がデバイス(スマートフォンやタブレット等の情報端末)に日頃から慣れ親しむことが重要であり、高齢者が双方向につながることができるオンラインでのコミュニケーションツールの環境整備は喫緊の課題となっています。デジタル機器に触れる機会の少ない高齢者等が機器の操作に習熟し、インターネットが活用できるよう、気軽に相談できる場や支援が求められています。(参考2)

今後の方向性

- ▼インターネットの活用は、社会とのつながりを生み、高齢者の孤独死や認知症の要因となる孤立を防ぎ、積極的な社会参加につながることも期待できます。デジタル機器に不慣れな高齢者がインターネットをいつでも自由に使えるよう、デバイスを手にするきっかけづくりに取り組みます。
- ▼デジタル活用支援員制度を創設し、機器の設定や操作方法等の相談会・講座に育成した支援員を活用することにより、高齢者がデバイスに慣れ親しむ環境を整備、提供します。高齢者のデバイス利用割合や習熟度を上げる取組を多角的に推進し、デジタルデバイドの解消を目指します。
 - (1) 相談対応と講座の実施
- (2) デジタル活用支援員制度の創設
- (3) デジタル活用支援員の育成と登録 (4)講座修了者がデジタル活用支援員として高齢者を支援
- ▼高齢者の活動に対するインセンティブとして、介護予防事業や住民主体の通いの場等に 参加した場合、またはボランティア活動を行った場合等にICTを活用した社会参加活動ポ イントを付与する仕組みづくりを検討し、高齢者の社会参加やデバイス利用を推進して いきます。



指標

指標	現状	目標
デジタル活用支援員の登録者数		200人
スマートフォンとタブレットの講座等の受講者数8	400人	11,000人

⁸ 現状は令和 2 (2020)年度末の見込み

1 介護予防施策の充実

「介護予防」とは、健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないようにすることです。また、介護が必要になった場合に、介護度を維持・改善していくことも介護予防です。 地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者を取り巻く環境も含めたアプローチを実施していきます。

(1) 通いの場等活動支援

【新規または拡充施策】

事業名	通いの場づくりの支援	(新規)	
	地域づくりによる介護予	防を推進するため、新型□	ロナウイルス感染症防止
+ 6	対策等、安全に通いの場を開催するための方策を含め、介護予防・フレイル		
内容	予防の視点を踏まえた通いの場の立上げ及び活動の活性化を支援する研修		
	を実施します。		
目標	フレイル予防の視点を踏まえた通いの場を増やします。		
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
十 次計画	30か所	60か所	90か所
担当部署	介護保険課介護総合事業係		

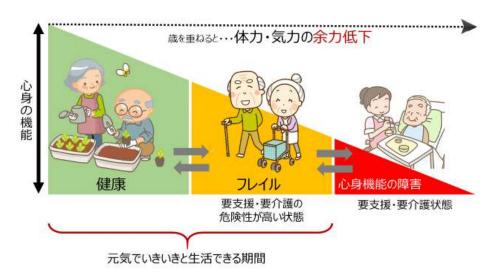
事業名	地域診断研究事業(新規)		
	通いの場への参加に関す	る住民ニーズや潜在的な	担い手の量等に関して実
内容	態を調査し、阻害要因の分析と参加促進のための方策に向けた地域診断を実		
	施します。		
	担い手となり得る住民の特徴や参加しやすい条件等を明らかにし、通いの場		
目標	の進展につなげていきます。		
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
平 次計画	分析	検討	実施
担当部署	介護保険課介護総合事業係		

第3章

フレイルとは、加齢によりからだやこころの機能の低下によって、要介護に陥る危険性が高まっている状態です。しかし、フレイルは、早く介入して対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性があります。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、さまざまな合併症も引き起こす危険があります。

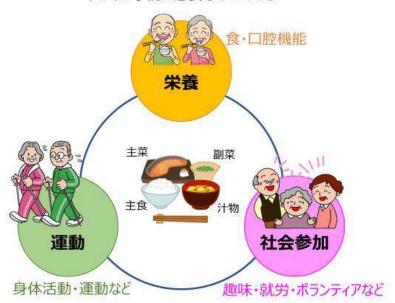
フレイルの予防には、【運動】習慣づけて体力を保つこと、【栄養】色々なものをよく噛んで食べて栄養素をしっかりとること、【社会参加】家にこもらず外に出ることの3つが重要です。

◆フレイルのイメージ図



◆フレイルの予防イメージ図

フレイル予防に必要な3つのこと

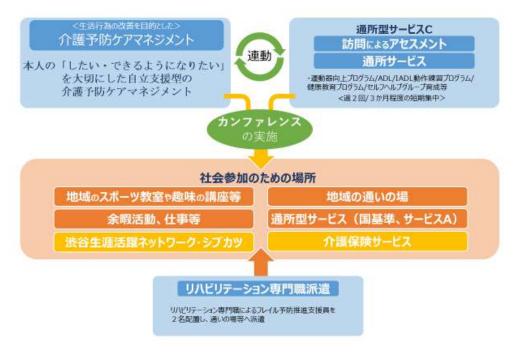


事業名	通いの場等へのリハビリテーション専門職派遣(新規)		
	通いの場をはじめとした	地域における介護予防・フ	′レイル予防活動の拡大・
内容	機能強化を図るため、リ	ハビリテーション専門職を	:通いの場等へ派遣し、筋
7 台	力・活動低下者に対して専門的観点からアドバイスや相談を行う等して、区		
	と住民主体の通いの場の緩やかな連携を図ります。		
目標	すべての高齢者に介護予防・フレイル予防の知識の普及を目指します。		
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
十 次計画	実施	継続	継続
担当部署	介護保険課介護総合事業係		

渋谷区では、要支援 $1\cdot 2$ 、事業対象者の人を対象に短期集中リハビリテーションとして通所型サービスCを実施しています。生活期のリハビリテーションとしては、単に運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。そのため、週2回、3か月のリハビリテーションによる運動機能の改善後に多職種連携によるカンファレンスを実施し、本人の「したい・できるようになりたい」を大切にして社会参加のための場所へとつなげます。

また、通いの場等の社会参加の場へリハビリテーション専門職によるフレイル予防推 進支援員を派遣し、筋力・活動低下者に対して専門的観点からのアドバイスや相談を行 う等して区と住民主体の通いの場の緩やかな連携を図ります。

◆通いの場へのリハビリテーション専門職の関与イメージ図



第3章

事業名	通いの場リーダー交流会	
	通いの場の活動の安定した継続を目的としてリーダー交流会を実施し、情	
内容	交換や活動内容の紹介、専門職による専門的観点からのアドバイスや相談を	
	行います。	
担当部署	福祉部高齢者福祉課サービス事業係、介護保険課介護総合事業係、	
担ヨ하者	健康推進部地域保健課保健指導主査、各保健相談所、渋谷区社会福祉協議会	

事業名	通いの場活動支援
内容	元気高齢者だけでなく要介護状態や認知症であっても、お住まいの地域で気軽に参加できる通いの場づくりを推進するため、生活支援コーディネーターと連携を図り、先駆的な活動や運営ノウハウの紹介、サロン等通いの場の現状把握を行いマッピング化する等の支援を行うことで、住民主体の地域資源の活発化・拡大化を図ります。
担当部署	福祉部高齢者福祉課高齢者相談支援係・サービス事業係、 介護保険課介護総合事業係、生涯活躍推進課生涯活躍推進係、 渋谷区社会福祉協議会

事業名	通いの場活動助成(サロン助成、シニアクラブ活動助成)
内容	お住まいの地域で気軽に参加できる通いの場の活動を円滑に行うための運 営費等の助成を行います。
担当部署	福祉部管理課民生係、渋谷区社会福祉協議会

(2)介護予防事業

【新規または拡充施策】

事業名	オンライン配信事業(新規)			
内容	感染症や災害等により外出が困難な場合にも、自宅にて健康維持のための活			
	動ができるよう各事業について、オンラインによる配信を実施します。			
目標	健康維持・促進のため、普段の生活の中で運動を取り入れる機会を提供しま			
	す。			
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	
	新規	拡充	継続	
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係、介護保険課介護総合事業係			

事業名	体力測定事業(拡充)			
内容	区内に住んでいる高齢者を対象に、運動機能の数値化を行い自身の身体状況			
	を客観的に把握してもらうための体力測定事業を実施します。			
	体力測定の診断結果を参加者に渡し、自身の身体状況を可視化することで、			
	運動を始める動機付けをし、健康意識の向上につなげます。また、結果につ			
	いて分析し、専門職によるアドバイスや指導を行うことで、介護予防事業等			
	への参加を促し、健康的な生活の持続を支援します。			
目標	体力測定に参加しやすい環境を整えるために実施方法を見直すとともに、よ			
	り高齢者の生活実態に即した実施内容に改善することで、事業の魅力を向上			
	させ参加者を増やします。			
年次計画	延べ参加者数			
	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	
	検討	300人	500人	
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係			

事業名	若返るダイヤモンド体操の普及
	高齢者の転倒予防、認知症予防、口腔機能維持を目的として、座位・立位・
内容	エアロビクス・セラバンドを組み合わせた体操を実施します。また地域の高
	齢者が運営や指導の担い手となることにより、高齢者の継続的な社会参加を
	促します。また、現在の実施会場のほか地域を超えた交流ができるよう実施
	方法について検討します。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名 シニアいきいき事業

内容

おおむね60歳以上の人を対象として、仲間を増やすことや、健康でいきいきと地

域社会の中で活動できることを目的に、主に教養・文化・趣味活動等の講座を行

います。卒業生は自主グループを立ち上げ、活動しています。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

事業名 高齢者健康トレーニング教室

転倒の防止及び筋力の維持・向上のためのマシントレーニングや簡単な体操 等を行います

特を行います。内容

また、体力測定を実施し機能改善の効果を可視化することで、修了後も継続して運動を行うことへの意欲を高めます。

担当部署 介護保険課介護総合事業係

事業名 口腔機能の向上事業

渋谷区歯科医師会と連携しながら講座を行い、口腔機能向上を図ることにより、おいしく、楽しく、安全に口から食事を摂取することにつなげて、健康を維持します。

担当部署 介護保険課介護総合事業係

事業名 健康はつらつ事業(運動講座・文化講座)

高齢者が身近なところで継続的に、うつ・閉じこもり及び認知症予防を目指内 容 す観点から、ヨーガや太極拳、ストレッチ等の運動プログラム及び介護予防 に資する教養・文化プログラムを実施します。

担当部署 介護保険課介護総合事業係

事業名 フレイル予防啓発事業

フレイル予防の普及・啓発のため、地域の多様な団体等と連携し講演会等を 実施します。

担当部署 介護保険課介護総合事業係

事業名 一般介護予防事業評価事業

内 容 一般介護予防事業について、有識者を交えて事業評価を実施します。

担当部署 介護保険課介護総合事業係

2 健康づくりの支援

特定健診・保健指導等の各種保健事業により、高齢者の疾病予防、さらには介護予防を 図っていきます。

【新規または拡充施策】

事業名	高齢者の保健事業と介	護予防等の一体的な実施	〔(新規)	
	後期高齢者の自立した生	活を実現し、健康寿命の延	〔伸を図っていくために、	
内容	生活習慣病等の重症化の予防を目的とした個別支援(ハイリスクアプローチ)			
内台	と、生活機能の低下の防止を目的とした通いの場等への積極的な関与(ポ			
	ピュレーションアプローチ)の双方を一体的に実施します。			
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	
十 次計画	検討	検討	実施	
担当部署	区民部国民健康保険課、	福祉部高齢者福祉課、介護	[保険課	

【継続施策】

事業名	摂食機能低下予防支援事業
内容	高齢者の摂食機能の低下による健康の悪化を予防する観点から、渋谷区歯科 医師会と連携しながら、口腔保健支援センタープラザ歯科診療所を拠点と し、多職種による協議等に基づき、摂食に係る相談窓口の設置や関連職種向 けの研修、在宅や施設等で提供する食形態の検討等の取組を通じて生涯にわ たる安全な食生活について支援します。
担当部署	健康推進部地域保健医療担当課長

事業名 **糖尿病性腎症重症化予防指導事業**渋谷区国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査の結果や医療情報(レセプトデータ)から腎不全や人工透析への移行リスクが高い糖尿病性腎症患者を選定し、生活習慣の改善のための支援を行います。かかりつけ医と連携しながら、保健師等の専門職が、食事指導、運動指導、服薬管理等を行います。 担当部署 区民部国民健康保険課経理係

第3章

事業名 特定健康診査・特定保健指導

【特定健康診査】

40歳から74歳までの渋谷区国民健康保険被保険者を対象として特定健康診査を実施するとともに、胸部エックス線検査等についても渋谷区独自項目としてあわせて実施します。

【特定保健指導】

内容

特定健康診査の結果に基づき、生活習慣の改善が必要な人に、レベルに応じた生活習慣の見直しや改善のための支援を行います。

担当部署 区民部国民健康保険課経理係

事業名 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度の加入者を対象として、東京都後期高齢者医療広域連合 からの委託に基づき、生活習慣病予防及び疾病の早期発見・早期治療を図る ことを目的として健康診査を実施するとともに、胸部エックス線検査等についても区独自項目として実施します。

担当部署 区民部国民健康保険課高齢者医療係

事業名 健康教育

内容

内 容

生活習慣病、健康増進等に関する知識の普及を図るため健康教育やイベント を実施します。また、地域の団体や自主組織の依頼に応じて、健康に関する 情報提供や相談支援も行なっています。

担当部署 健康推進部地域保健課健康推進係

事業名 国保成人歯科健康診査

口腔機能の低下や歯周病疾患の予防及び早期発見を目的とし、成人歯科健康 診査を実施します。

渋谷区国民健康保険被保険者のうち、年度の末日(3月31日)現在、20・25・30・35・45・55・65歳の人を対象とします。

担当部署 区民部国民健康保険課経理係

事業名 成人歯科健康診査

口腔機能の低下や歯周病疾患の予防及び早期発見を目的とし、成人歯科健康 診査を自己負担なしで実施します。

内 容 区内に住んでいる方で、年度の末日(3月31日)現在、20・25・30・35・40・ 45・50・55・60・65・70歳の人を対象とします。ただし、国保成人歯科健康 診査の対象者を除きます。

担当部署 健康推進部地域保健課健康推進係

79

事業名 口腔機能維持向上健康診査

内 容

口腔機能低下の兆候を早期に発見し、咀嚼(そしゃく)や飲み込み等の機能維持向上のための指導を行うことを目的に自己負担なしで健診を実施します。 区内に住んでいる方で、各年度の末日(3月31日)現在、75・80・85・90歳の人を対象とします。

担当部署 健康推進部地域保健課健康推進係

事業名がん検診

内容

胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診を自己負担なしで実施します。

担当部署 健康推進部地域保健課健康推進係

事業名 高齢者インフルエンザ予防接種

内容

予防接種法に基づき65歳以上の高齢者を対象として、接種費用の全額公費助成を実施します。

担当部署 健康推進部地域保健課感染症対策係

事業名 高齢者肺炎球菌ワクチン接種

内容

各年度の末日(3月31日)現在、65・70・75・80・85・90・95・100歳の高齢者を対象として、接種費用の全額公費助成を実施します。

担当部署

健康推進部地域保健課感染症対策係

第3章

3 生活支援サービスの拡充

加齢により、耳の「聞こえ」のちからが衰えてきた高齢者に補聴器の購入に要する費用の 一部助成をすることで、地域交流をサポートします。

また、ひとり暮らし等高齢者の在宅生活を支援する住民参加型の家事援助やコミュニティバス等の移動支援のほか、介護保険のサービスだけでなく、これまで区民の評価の高かった区独自のサービスを継続していきます。

(1) ひとり暮らし等高齢者の在宅生活の支援

【新規または拡充施策】

事業名	高齢者補聴器購入費助	成事業(新規)	
	区内に住んでいる満65歳以上の要件を満たした高齢者に対して補聴器の購		
内容	入に要する費用の一部を助成します。		
目標	聴力機能の低下に伴い、周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難し		
目標	い高齢者の積極的な社会参加や地域交流を促します。		
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
十 次計画	50人	50人	50人
担当部署	高齢者福祉課サービス事	業係	

【継続施策】

事業名	やすらぎサービス(住民参加型在宅福祉サービス)
	在宅で福祉的な援助を必要とする高齢者や障がい者等(利用会員)を対象に、
内容	住民参加型による家事援助・外出介助サービスを提供します。サービスの提
	供は、この事業に理解と熱意を有する協力会員が行います。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

事業名	高齢者生活援助サービス(ホームヘルプサービス)
	高齢者が安心して生活できるように、要支援または要介護と認定された方、
内容	基本チェックリストで事業対象者と判定された方を対象に独自のホームへ
	ルプサービスを実施します。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	軽作業代行サービス
内容	高齢者世帯の日常生活上の困りごとを解消するため、シルバー人材センター
PY £	が実施する「軽作業代行サービス」を低価格で受けられるようにします。
担当部	高齢者福祉課サービス事業係

事業名理・美容券の交付

要介護4または5の認定を受けている在宅の高齢者を対象に、希望により内容 理・美容券を交付します。利用者は、指定店で在宅または店舗でのサービスを受けることができます。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

事業名 訪問入浴サービス

介護保険サービスの訪問入浴サービスの利用者を対象に、回数を上乗せして、巡回入浴サービスを行います。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

事業名 施設入浴サービス

自宅や自宅までの通路が狭あいである、または引きこもり等の理由により、 内容 訪問入浴の利用が困難な場合に、特別養護老人ホーム等の施設を利用して入 浴介助を行ないます。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

事業名 住宅設備改修給付

要介護・要支援認定を受けている在宅の高齢者で、身体機能の低下により住 内 容 宅設備の改修が必要と認められる人を対象に、住宅設備改修費用の一部を助 成します。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

事業名 救急通報装置の設置

ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯等で身体に慢性的疾患があり、日常生活を営むうえで常時注意が必要な方に、救急通報装置を設置します。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

事業名 寝具の乾燥サービス

要介護・要支援認定を受けているひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみ 内 容 の世帯の人で、介護保険の訪問介護サービスでは寝具を干すことが困難な方 に、寝具の乾燥を行います。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

第3章

事業名 食事券事業

要介護・要支援認定を受けている在宅の高齢者等に、身近な地域の飲食店で 内容の食事を促すことにより、地域との交流や絆を深めてもらうとともに孤立を

防ぐことを目的に実施します。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

事業名 高齢者等配食サービス

要介護・要支援認定を受けている在宅の高齢者等に、配食事業協力店が栄養 バランスの取れた調理済みの食事を提供すると同時に安否確認を行います。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

(2)移動支援

【継続施策】

事業名	リフ	ト付タ	クシー
-----	----	-----	-----

内 容 おおむね65歳以上の常時車いす利用者が、車いすやストレッチャーに乗ったまま利用できるリフト付タクシーを運行します。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

事業名 コミュニティバスの運行

高齢者・障がい者をはじめとする区民の移動時の利便性向上を目的として、 内容 地域生活に密着した交通機関としてコミュニティバス(ハチ公バス)を運行します。

担当部署 土木部交通政策課交通政策係

事業名 移動サービス(福祉有償運送)

移動することが困難な高齢者や障がい者に対し、車いすに乗ったまま乗車で きる車両を使用して、外出援助を行います。

サービスの提供は、法令に従った研修を修了した運転手が行います。

担当部署 渋谷区社会福祉協議会

内容

4 社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者の社会参加を促進するために、スマートフォン等のデジタル機器に不慣れな高齢者をサポートするデジタル活用支援員制度の創設や高齢者デジタルデバイド解消事業により「新しい生活様式」に対応します。高齢者がデバイス(タブレット・スマートフォン等の情報端末)に慣れ親しみ、オンラインイベントへの参加や災害時の情報収集・発信ができるよう、企業と協力し、渋谷らしい取組を推進します。

また、令和元(2019)年7月に開設された渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツの更なる充実をはじめ、引き続き、ボランティア等の育成・支援、社会活動のネットワークづくりを行います。

さらに、新しい取組として社会参加活動に対するインセンティブとして、ICTを活用したポイント制度を実施します。

【新規または拡充施策】

事業名	高齢者デジタルデバイト	[:] 解消事業(新規)	
内容	高齢者がコロナ禍での「新しい生活様式」の実践や孤立化防止、また災害時の情報収集・発信のためのツールとしてICT機器は必要不可欠であり、近年問題となっている高齢者のデジタルデバイド(情報格差)を解消するため、デバイスの利用開始に対する支援を行います。		
目標	デジタル機器の利用を促進することにより、高齢者の健康増進や安全安心の 確保につなげ、生活の質(QOL)の維持・向上を目指します。		
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
一个 可图 [検討・実証実施	実証実施	実証実施
担当部署	福祉部副参事(高齢者デジタルデバイド解消担当課長)、		
	福祉部高齢者福祉課、経営	官企画部経営企画課	



第3章

事業名	デジタル活用支援員制度(新規)			
	デジタル機器の操作に不慣れな高齢者の孤立化を防止するため、デジタル活			
内容	用支援員制度を創設し、機器の初期設定や操作方法等の相談会・講座に育成			
	した支援員を活用することにより、高齢者がデバイスに慣れ親しむ環境を提			
	供します。			
目標	地域のデジタル機器に詳しい人材をデジタル活用支援員として育成・登録・			
	活用する新たな地域参加の取組を展開します。			
	デジタル活用支援員の登録者数			
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	
	100人	150人	200人	
担当部署	生涯活躍推進課地域人材	育成主査		

事業名	社会参加活動ポイント制度(新規) ~ICTを活用した社会参加の仕組みづくり~			
内容	高齢者の社会参加を促すため、高齢者が介護予防事業やフレイル予防に資する通いの場や地域のサロン、会食会、ボランティア活動等に参加する場合に、活動に対するインセンティブとしてICTを活用したポイント制度を実施します。			
目標	利用しやすいポイント制度を構築します。			
ケンタミレボ	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	
年次計画	検討	検討	実施	
担当部署	高齢者福祉課、介護保険	課		

事業名 渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ(拡充)

プレシニア世代からアクティブシニア世代までの人が、いつまでも楽しく元気に活躍し続けられるように、新たな好奇心の扉を開く学びの場である「渋谷ハチコウ大学」の講座の充実や、個人の経験や能力を活かすことのできる機会等を提供します。また、クラウドワーキング⁹やプロボノ¹⁰等をはじめとする多様な働き方を紹介するほか、区が実施しているさまざまな講座やイベント、地域で活動している団体情報をまとめて発信していきます。

担当部署 生涯活躍推進課生涯活躍推進係

内容

◆渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ ロゴ

◆渋谷ハチコウ大学校章





◆渋谷ハチコウ大学入学式



⁹ クラウドワーキング:インターネットを活用し、業務の受注から納品までをオンラインで行うことで、場所・時間を選ばずに働くこと

¹⁰ プロボノ: 自らの専門知識・経験や保有しているスキルを提供して社会貢献すること

第3章

【継続施策】

担当部署

事業名高齢者の就労支援内容高齢者の豊かな経験と能力を活かせるよう、高齢者にふさわしい仕事を渋谷区シルバー人材センターが請け負い、会員に提供します。担当部署渋谷区シルバー人材センター

事業名 ボランティア等の育成・支援 安心して暮らせる支えあいの社会をつくり、地域を包括する支援体制を構築していくため、活動の積極的な紹介、要請者へのコーディネート、登録制度の充実等を通じて、ボランティアの支援を実施します。 講座、研修会を開催し、多様化するニーズに対応し、地域で活躍できるボランティアの育成を図ります。

しぶやボランティアセンター

事業名社会活動のネットワークボランティア、NPO、大学、地域団体、企業等とのネットワークづくりを行い、ボランティアやNPO等の担い手となる高齢者の社会参加を支援していくため、交流会や講座等を実施します。
また、ボランティアやNPO、大学、地域団体、企業等と連携し、地域福祉に取り組みます。担当部署渋谷区社会福祉協議会

第4章

柱4 介護サービス基盤・人的基盤の整備

重点的な取組1 介護人材の確保・定着・育成

重点的な取組 2 感染症発生時や災害時の取組

- 1 基盤整備(施設・居住系サービス、在宅(居宅)サービスの充実)
- 2 ICTやロボット技術等の活用の推進
- 3 介護事業者における人材確保と育成の支援
- 4 感染症発生時や災害時の取組

第 4 章 柱 4 介護サービス基盤・人的基盤の整備

重点的な取組1 介護人材の確保・定着・育成

目指す姿

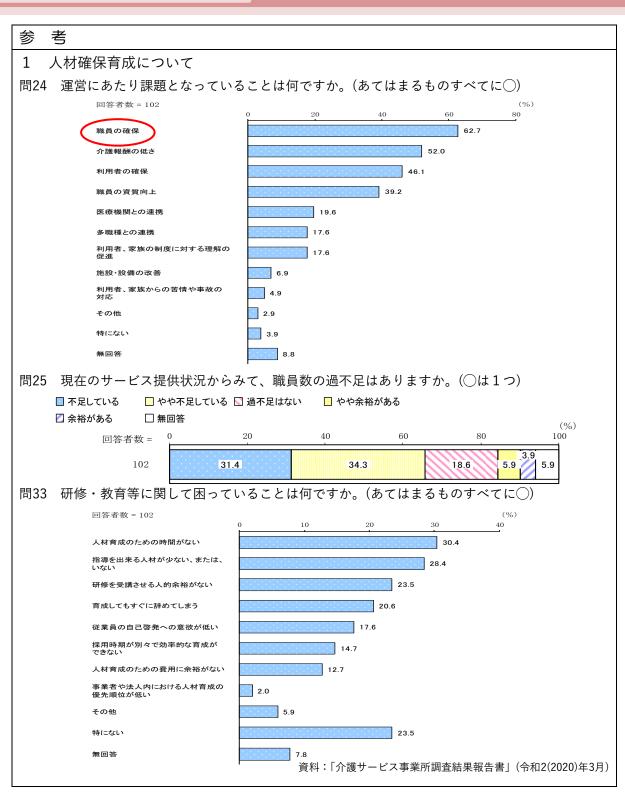
介護サービスの安定的な提供と質の向上

背景

- ●「介護サービス事業所調査結果報告書」(令和 2 (2020)年 3 月)では、職員の不足について、「やや不足している」と「不足している」を合わせた割合が 65.7%との結果が出ており、依然として介護人材の確保は重大な課題となっています。(参考:問 24・問 25)また、研修・教育に関しては、「指導出来る人材が少ない、またはいない」の割合が高く、併せて介護人材の育成も重要な課題です。(参考:問 33)
- ●2040年に向けて生産年齢人口の減少と介護ニーズの増大を背景に、社会全体において働き手の確保が一層難しくなる中、質の高い介護サービス基盤を維持していくためには、学生や主婦、元気高齢者、外国人等、新たな介護の担い手として幅広い人材の発掘と活用を目指すほか、キャリアアップや働きやすい職場環境の実現に向けた支援等、多様な視点から施策を展開していくことが求められます。

今後の方向性

- ▼介護事業者への就職希望者を対象とした「福祉のしごと相談・面接会」や実際に施設等を 見学する「介護職ツアー面接会」を実施し、就労支援を行います。
- ▼介護職未経験者向けに、介護に関する入門的研修を行います。研修後に就職相談会を実施 し、就労支援を行います。
- ▼総合事業の訪問型サービスA事業所の従事者を養成するための研修を行います。研修修了 者に対して、事業所の紹介や個別相談会、訪問体験会等就労につなげる取組を行います。
- ▼介護職員向けに、職層ごとの研修や外国人向けの研修を行うことで、介護人材の育成を図ります。
- ▼介護職員初任者研修受講料補助に加え、介護職員実務者研修に要した受講料を補助する ことにより、介護職員の人材確保及び職場への定着とキャリアアップを推進し、介護サー ビスの安定的な供給を図ります。
- ▼介護職員の宿舎借り上げに係る費用の一部を支援することで働きやすい職場環境の実現 と介護人材の確保・定着を図ります。
- ▼若年層に対して介護保険制度や介護職を紹介するパンフレットを配布する等、情報提供 を推進し、介護職に対する理解の促進、イメージアップを図ります。



指標

指標	現状	目標
介護人材確保に係る研修の参加者数	64人	100人
介護に関する入門的研修等修了者の採用率	9.8%	30%
介護人材育成に係る研修の参加者数	89人	200人

重点的な取組2 感染症発生時や災害時の取組

目指す姿

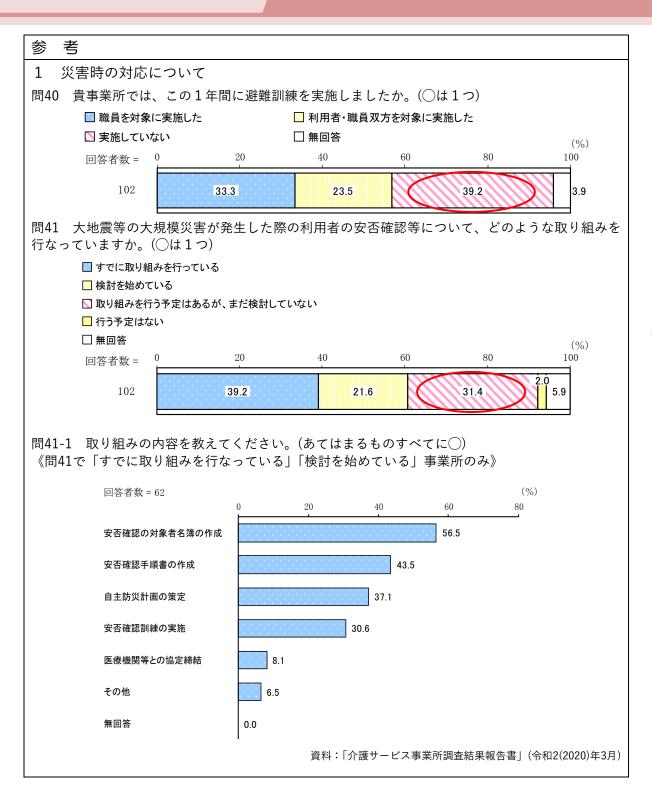
感染症発生時や災害時の高齢者の安全確保と支援の継続

背景

- ●新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、短期間で全世界に広がり爆発的な流行が生じている中、介護サービスは高齢者とその家族の生活を支える上で欠かせないものであるため、適切な感染症対策を行った上でのサービス提供が求められています。
 - 特に高齢者施設では、感染による重症化リスクが高い高齢者に対し、常に接触を伴うサービスが行われていることから、最大限の感染症対策を講じた上で、必要なサービスを継続して提供する体制を整備する必要があります。
- ●近年では、集中豪雨や局地的大雨等が増加し、また、近い将来、首都直下地震が起きる可能性が高いことも指摘されています。社会福祉施設等は、自力避難が困難な高齢者等も多く利用されており、災害時には避難に時間を要することから、利用者の安全を確保するためには、豪雨・地震・洪水・土砂災害・内水氾濫等の各種災害に備えた十分な避難対策が必要です。
- ●「介護サービス事業所調査結果報告書」(令和 2 (2020)年 3 月)では、災害時の対応について、避難訓練の実施や利用者の安否確認、防災計画の策定等の徹底における課題がみられ(参考 1)、各事業所において防災計画や避難計画の策定と実行の徹底が求められます。また、災害時も必要な介護サービスを提供していくために、災害後に業務を継続していくための計画も併せて必要です。

今後の方向性

- ▼介護施設・介護サービス事業所に対し、防災計画等(職員行動マニュアル、業務継続計画) の整備の支援と、災害時における区と事業所間での連絡体制の強化を図ります。
- ▼要配慮者や感染症対策、風水害対策を盛り込んだ避難所運営基本マニュアルを作成し、 地域の防災力強化を図ります。
- ▼二次避難所整備の一環として、要配慮者の早期相談支援開始を目指し、地域の介護や医療等の専門家集団による訪問支援等の仕組みづくりをしていきます。



指標

指標	現状	目標
自主防災計画、業務継続計画を作成している事業所の割合	37.1%	100%
避難訓練の実施率	56.8%	100%

1 基盤整備(施設・居住系サービス、在宅(居宅)サービスの充実)

特別養護老人ホームについては、23区でトップレベルの整備率となっているものの、今後の要介護者の増加にも対応するため、区有地等における公設や民設での施設整備及び特別養護老人ホームの在宅・入所相互利用を進めていきます。また、経年劣化により老朽化した施設の修繕を計画的に進めます。

さらに、超高齢社会への対応として、在宅ケアを中心とした地域包括ケアシステムの構築 に不可欠な地域密着型サービスの充実を図ります。

(1)特別養護老人ホームの整備

【新規または拡充施策】

事業名 特別養護老人ホーム(かんなみの杜・渋谷)の開設(新規)

内容

高齢者ケアセンターの建替えに伴い、令和3年5月に特別養護老人ホーム「かんなみの杜・渋谷」(84床)を開設し、福祉サービスの充実を図ります。

目標

超高齢社会への対応として、増加が見込まれる入所希望者や家族のニーズに 応えるため、特別養護老人ホームの整備を進めます。

担当部署

高齢者福祉課福祉計画係

◆かんなみの杜・渋谷イメージ図



事業名 特別養護老人ホームの改修(新規)

内容

開設後の経年劣化により建築・機械・電気設備に老朽化がみられる場合、計画的に設備の改修、更新を行います。

日 樺

入所者が安心して過ごせるよう施設の環境を整え、利用者満足度の向上につな げます。

担当部署

高齢者福祉課福祉計画係

第4章

【継続施策】

事業名 特別養護老人ホームの誘致

内 💈

超高齢社会への対応として、増加が見込まれる入所希望者や家族のニーズに 応えるため、国有地や都有地等の公有地を活用した、民間事業者による特別 養護老人ホームの参入誘致を日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら、 進めます。

担当部署

高齢者福祉課福祉計画係

事業名 特別養護老人ホームの在宅・入所相互利用

内容

高齢者が在宅生活を続けるための支援として、区内特別養護老人ホームにおいて、1つのベッドを複数の利用者で一定の入所期間(3か月を上限)ごとに交互に利用する制度(在宅・入所相互利用=ベッドシェアリング)の運用を区内の利用ニーズを考慮しながら行い、検証を進めます。

担当部署

高齢者福祉課福祉計画係

(2)地域密着型サービスの整備

【新規または拡充施策】

事業名	認知症対応型デイサービス事業(拡充)				
内容	在宅の認知症の要介護者	等に、在宅サービスセンタ	7 ーにおいて、日常生活上		
	の支援や機能訓練等を行	うデイサービスを提供しま	きす。		
	令和3年5月に開設する	「かんなみの杜・渋谷」で	認知症対応型デイサービ		
目標	ス(定員12名)を開設し、	利用を促進します。			
「かんなみの杜・渋谷」の認知症対応型デイサービスの利用率		′サービスの利用率			
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度		
	50%	55%	60%		
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係				

[#

継続施策	
事業名	(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所11の誘致
	高齢者が在宅生活を続けるための施設として、訪問・通所・宿泊の複合的な
	サービスを提供する(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を民間事業者が設
内容	置する場合、国や東京都の補助金を活用して補助します。
	医療ニーズの高い在宅要介護高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、日
	常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら、参入誘致に努めます。また、随
	時開設相談を受け付けます。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、介護保険課介護給付係
事業名	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所12の誘致
内容	民間事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を設置する場合、国
	や東京都の補助金を活用して補助します。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、介護保険課介護給付係
事業名	認知症高齢者グループホームの誘致
	今後の超高齢社会の進行に伴い、増加が見込まれる入所希望者や家族のニー
	ズに応えるため、民間事業者が認知症高齢者グループホームを設置する場合
内容	や建物を借り上げて改修する場合等を対象とし、東京都の補助金に区独自の
	上乗せをして補助します。
	日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら、参入誘致に努めます。また、
	随時開設相談を受け付けます。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、介護保険課介護給付係

^{11 (}看護)小規模多機能型居宅介護:小規模多機能型居宅介護は通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合 わせて提供するサービスで、さらに訪問看護と組み合わせた場合は、看護小規模多機能型居宅介護となる

 $^{^{12}}$ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護:訪問介護と訪問看護の連携による、1日数回の短時間と随時対応のサービス(24時 間対応)

介護サービス基盤・人的基盤の整備

(3)居住系サービスの整備

【継続施策】

事業名	都市型軽費老人ホームの整備助成
	民間事業者や土地・建物オーナーが都市型軽費老人ホームを整備する場合や
内容	建物を改修する場合を対象とし、区が東京都の補助金や国の交付金を受けて
	助成します。
担当部署	福祉部管理課福祉施設係

事業名 有料老人ホームの誘致

民間事業者による介護付き有料老人ホームについては、東京都より提供され 内 容 る利用定員総数や日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら、今後の整備 数について検討します。また、随時開設相談を受け付けます。

担当部署 高齢者福祉課福祉計画係

◆施設・居住系サービス基盤の整備状況 (令和2(2020)年9月末現在)

			施訂	分数			,	定員	員数	
		東部	西部	南部	北部		東部	西部	南部	北部
特別養護老人ホーム	9	1	4	2	2	731	127	294	160	150
介護付き有料老人ホーム	11	2	5	3	1	488	87	204	140	57
サービス付き高齢者住宅	1	0	0	0	1	44	0	0	0	44
軽費老人ホーム	1	0	1	0	0	84	0	84	0	0
都市型軽費老人ホーム	2	0	0	1	1	40	0	0	20	20
認知症高齢者グループホーム	6	0	1	2	3	102	0	18	36	48

(4)住まいの確保・支援

【新規または拡充施策】

事業名	渋谷区居住支援協議会の設立(新規)			
	居住支援法人、宅地建物	取引業者、賃貸住宅を管理	聲する事業を行う者、要配	
内容	慮者に対する支援を行う	団体等の関係者と情報共有	すするとともに、必要かつ	
	効果的な支援策等につい	て協議するため、渋谷区居	住支援協議会を設立しま	
	す。			
	高齢者等住宅確保要配慮者	皆の民間賃貸住宅への円滑が	な入居促進を効果的に実施	
目標します。				
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	
	設立準備	設立	継続	
担当部署	都市整備部住宅政策課居住支援係			

事業名	居住支援事業の強化(広充)		
	単身高齢者が民間賃貸住写	宅への入居機会を拡大する?	ことを目的とし、入居者の	
内容	安否確認や、死亡時の費用保証等がセットになった見守りサービスを活用しま			
	す。			
	民間賃貸住宅に入居する際の家主の不安感、リスク軽減を図ることにより、単			
目標	標 身高齢者の入居機会を確保します。			
左次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	
年次計画	拡充	継続	継続	
担当部署	都市整備部住宅政策課居住支援係			

介護サービス基盤・人的基盤の整備

第三部

2 ICTやロボット技術等の活用の推進

ICTとは、「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのことです。また、ロボットとは、情報を感知、判断し、動作するという3つの要素技術を有する知能化した機械システムのことで、このうちロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと言います。ICTやロボット技術を介護施設に導入することで、安全性の向上及び職員の負担軽減につなげます。

そのほか、音声や顔を認識し高齢者とコミュニケーションをとることができるロボット を活用し、介護予防につなげます。

【新規または拡充施策】

事業名 介護ロボット等の導入(拡充)

介護施設の利用者の安全性確保、利便性や満足度の向上、介護職員の負担軽減や離職防止を目的とし、ICT機器や介護ロボット、システムの導入を推進します。

導入にあたっては、国や東京都の補助金を活用した補助も含めた検討を行います。また、導入後には介護ロボット等の効果を測定するためにヒアリングを実施し、他施設での導入を引き続き検討します。

内 谷

- ①見守り支援システムを導入することで、入所者の状態をリアルタイムで把握できるようになることから、すぐに異変に対して対応できるようになります。さらに、介護職員の訪問や見回りを減らすことができるため、職員の精神的負担の軽減につながります。
- ②介護記録システムを導入することで、効率的な情報の管理・更新が可能に なります。

目 標

医療・介護現場等のニーズを踏まえた介護ロボット等を導入することで、高齢者、介護者及び介護事業者の支援に努めます。

年次計画	見守り支援システム・介護記録システムの導入				
	令和 3 (2021)年度 令和 4 (2022)年度		令和 5 (2023)年度		
	拡充	拡充・検討	☆ 、炒哥		
	【かんなみの杜・渋谷】	加兀 快刮	拡充・検討		
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係				

3 介護事業者における人材確保と育成の支援

区内の介護サービス提供者の質の向上の観点から、人材育成支援策を継続していきます。 介護保険サービス提供事業者においては、介護人材の確保・育成が喫緊の課題となっていま す。渋谷区では、各事業者の現状把握を行うとともに、事業者が行う人材確保・育成に向け た取組を支援していきます。

また、これまで行なってきた施策についても、継続して実施することで、人材確保や職員の質の向上に取り組んでいきます。

(1)人材確保・定着

【新規または拡充施策】

事業名	介護職員実務者研修受認	介護職員実務者研修受講料補助事業(新規)				
内容	介護職員実務者研修を修了し、区内介護事業所に一定期間以上従事している 人に、受講料を補助します。					
目標	介護資格取得に係る受講料を補助し、費用負担の軽減を行うことにより、区内 事業所に従事する介護職員の人材確保及びキャリアアップにより定着を図りま す。					
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度			
4次計画	20人	20人	20人			
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係					

事業名	介護に関する入門的研修及び就職相談会(拡充)					
内容	介護未経験者向けに、介護に関する21時間の入門的研修及び就職相談会を実施し、研修後の就労支援を行います。					
目標	介護人材の安定的な確保を目指し、研修と就労支援を合わせて行うことにより、 新たな介護人材の確保を図ります。					
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度			
平 次計画	年1回	年2回	年2回			
担当部署	介護保険課介護相談係					

介護サービス基盤・人的基盤の整備

【継続施策】

事業名 介護人材確保のためのセミナー及び面接会

渋谷就労支援センターしぶやビッテにおいて、求人開拓の担当職員が区内の介護サービス事業者を訪問して求人情報を集め、求職者とのコーディネートを行い、介護人材の確保につなげます。

内容

また、求職者を対象としたセミナーの開催や、介護事業者と連携を図りながら「福祉のしごと相談・面接会」や「介護職ツアー面接会」を実施し、就労支援を行います。

担当部署 区民部産業観光課産業振興係、福祉部介護保険課介護相談係

事業名 介護職員初任者研修受講料補助事業

内容

介護職員初任者研修を修了し、区内介護事業所に一定期間以上従事している 人に、受講料を補助します。

担当部署 高齢者福祉課サービス事業係

事業名 せいかつサポート研修

総合事業の訪問型サービスA事業所の従事者を養成するため、渋谷区独自の研修としてせいかつサポート研修を年4回程度実施します。

内~

研修修了者に対し、訪問型サービスA事業所の紹介を行うほか、個別相談会、 訪問体験会等就労につなげる取組を行います。

目 標

要支援者等に対し生活援助を行う訪問型サービスAに従事する介護人材の確保を図ります。

担当部署 介護保険課介護総合事業係

事業名 介護職員の宿舎借り上げ支援事業

内容

介護サービス事業所を運営する法人が宿舎を借り上げ、介護職員等を入居させた場合に、借り上げに係る経費の一部を助成します。

目標

介護職員の宿舎借り上げに係る費用の一部を支援することで働きやすい職場環境の実現と介護人材の確保及び定着を図ります。

担当部署 介護保険課介護相談係

(2)人材育成

【継続施策】

事業名	介護支援専門員等研修会
内容	区内で働くケアマネジャーに対し、ケアマネジメントを行う上で必要な情報 や学習の機会を提供します。ケース支援技術の向上やケアマネジャーのネッ トワークづくりをはじめ、質の向上及び平準化を図ります。
担当部署	

介護サービス基盤・人的基盤の整備

4 感染症発生時や災害時の取組

新型コロナウイルス感染症やあらゆる感染症の流行を踏まえ、特に重症化のリスクが高い高齢者に対し、最大限の感染症対策を講じながら必要なサービス提供をします。

また、地震や台風、豪雨等の際に高齢者が安全に避難できるよう、介護事業所と連携しながら災害時に備えます。

【新規または拡充施策】

事業名	高齢者福祉施設における感染症対策(新規)
内容	高齢者福祉施設と情報共有を図り、新型コロナウイルス等の感染症予防に連携して取り組みます。感染による重症化リスクが高い高齢者に対し、検温、手指消毒、マスク・フェイスシールドの着用、オンライン面会の実施等の対策を徹底します。
目標	感染症対策の徹底により継続的な介護サービスを提供し、高齢者とその家族の 生活を支えます。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、区高齢者施設

事業名	避難所運営基本マニュアルの作成(拡充)
内容	要配慮者への配慮やコロナ対策、風水害対策を盛り込んだ基本マニュアルを 区が作成・配布し、地域の防災力強化を図ります。
目標	基本マニュアルを参考に各地域で避難所の実情に合わせたマニュアルを作成 し、区と協働した訓練を実施して、即応力を高めます。
担当部署	危機管理対策部防災課災害対策推進係

事業名	地域連携による災害時支援の仕組みづくり(拡充)
内容	二次避難所整備の一環として、災害時に要配慮者への総合的な支援体制の構築を図るため、区内の専門職団体や事業者と災害時の支援協力に関する協定を締結し、相互連携のネットワーク化を進めます。
目標	要配慮者の早期相談支援開始を目指し、地域の介護や医療等の専門職集団によ る訪問支援等の仕組みを構築します。
担当部署	危機管理対策部防災課災害対策推進係

事業名	介護サービス事業所の	防災計画等の整備(拡充)							
		害に関する具体的な自主防 する時間や避難経路等の								
	す。									
内容	に対する研修等を充実	•								
	・災害発生後もしくは感	染症発生後に、業務を速や	かに立て直し継続してい							
	くための業務継続計画	継続計画(BCP)策定の支援と区との連絡体制の構築をしま								
	す。									
	発災時や感染症の発生、抗	広大時に、介護事業所におい	いて介護従事者が利用者に							
目標	対応ができるようにするが	ため、すべての事業所に対し	し自主防災計画と業務継続							
	計画の策定ができるよう。	支援します。								
	自主防災計画及び	が業務継続計画を作成してい	いる事業所の割合							
年次計画	年次計画									
	60% 80%									
担当部署	介護保険課介護相談係									

【継続施策】

事業名	避難行動要支援者避難支援プラン
内容	高齢者や身体障がい者等で災害発生時の避難にあたって、支援が必要と思われる方について、区が「避難行動要支援者名簿」を作成します。この名簿を基に、自主防災組織が中心となり民生児童委員、安心見守りサポート協力員とともに対象者宅を訪問して面接を行い、災害時の「避難支援プラン」を対象者ごとに作成します。
担当部署	危機管理対策部防災課災害対策推進係

第5章

柱5 介護保険事業の安定した運営

- 1 介護サービスの見込みと保険料の設定
- 2 事業の円滑な運営のための取組

第 5 章 柱5 介護保険事業の安定した運営

1 介護サービスの見込みと保険料の設定

(1)介護給付サービスの見込み

第8期計画期間にあたる令和3(2021)年度~令和5(2023)年度の介護給付サービス 見込みについては、2025年・2040年を見据えた高齢者人口、75歳以上及び85歳以上の割 合の推移から導かれる介護需要等を踏まえて定めていきます。また、新型コロナウイル ス感染症の発生は、令和2(22020)年度において利用者数の減少等一部サービスに大き な影響を与えており、計画を策定するにあたっては、これらの影響を考慮し、今後の動 向を見極めた上でサービスの見込みを推計します。

①被保険者数の見込み

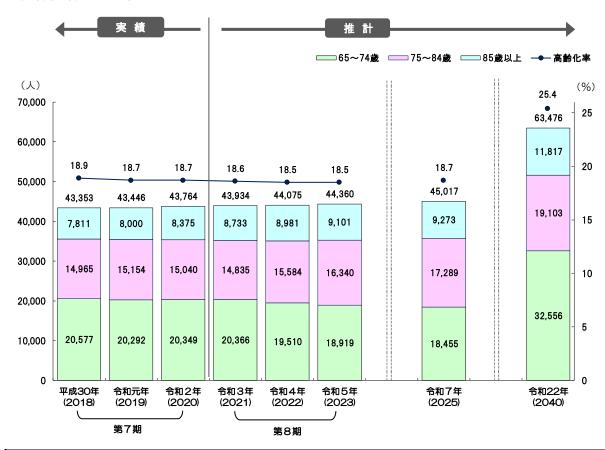
渋谷区の総人口は増加傾向にあり、第8期計画期間にあたる令和3(2021)年~令和5(2023)年においては、引き続き総人口、高齢者人口ともに年々増加すると見込んでいます。

第8期の被保険者数の推計にあたっては、各年9月末現在の総人口及び被保険者数等の実績をもとに、令和3(2021)年~令和5(2023)年をはじめ、令和22(2040)年までの将来推計を行います。

◆2025年・2040年を見据えた介護保険事業計画の策定

第6期計画 第7期計画 第8期計画 第9期計画 平成27年度 平成30年度 令和3年度 令和6年度 令和22年度 ~令和5年度 ~令和8年度 ~平成29年度 ~令和2年度 (2040) $(2024 \sim 2026)$ $(2021 \sim 2023)$ $(2018\sim2020)$ $(2015\sim2017)$ 平成27(2015)年 <u> 令和22 (2040) 年</u> <u>令和7(2025)年</u> 団塊世代が 団塊世代が 団塊ジュニア世代が 65歳以上に 75歳以上に 65歳以上に

◆被保険者数の実績と見込み



				実績				見込み	L.		
			平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年		令和7年	令和22年
			(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)		(2025)	(2040)
第:	1 号	被保険者数(人)	43,353	43,446	43,764	43,934	44,075	44,360		45,017	63,476
		期高齢者計 5歳~74歳)	20,577	20,292	20,349	20,366	19,510	18,919		18,455	32,556
		期高齢者計 5歳以上)	22,776	23,154	23,415	23,568	24,565	25,441		26,562	30,920
		75歳~84歳	14,965	15,154	15,040	14,835	15,584	16,340		17,289	19,103
		85歳以上	7,811	8,000	8,375	8,733	8,981	9,101		9,273	11,817
第2	2 号	被保険者数(人)	82,094	84,065	85,783	87,430	88,904	90,196		92,142	89,427
総ノ	総人口(人)		226,710	229,738	230,898	233,073	234,732	236,081		237,830	247,611
高幽	高齢化率		18.9%	18.7%	18.7%	18.6%	18.5%	18.5%		18.7%	25.4%

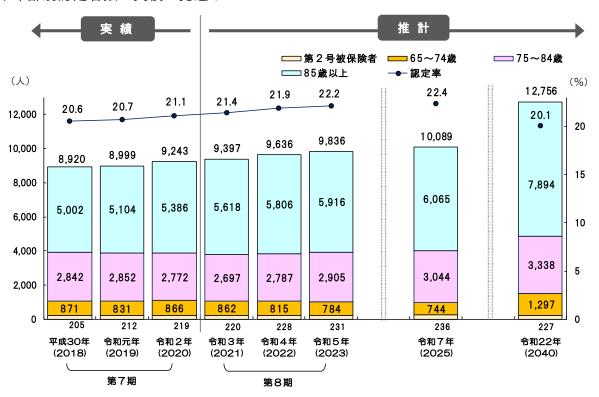
- ※実績は、各年9月末現在の数値(介護保険事業状況報告をもとに作成。住所地特例者を含む)
- ※見込みは、各年9月末の推計値(住所地特例者を含む)
- ※住所地特例者とは、被保険者が住所地以外の区市町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、 住所を移す前の区市町村が引き続き保険者となる特例措置を適用された者
- ※高齢化率=65歳以上人口÷総人口

②要介護(要支援)認定者数の見込み

要介護(要支援)認定者数は、第7期においても増加傾向にあり、令和3(2021)年~ 令和5(2023)年にかけても引き続き増加が見込まれています。

要介護(要支援)認定者数の推計にあたっては、各年度の被保険者数の推計をもとに、認定率の推移等を勘案して、要介護(要支援)認定者数の将来推計を行います。

◆年齢別認定者数の実績と見込み



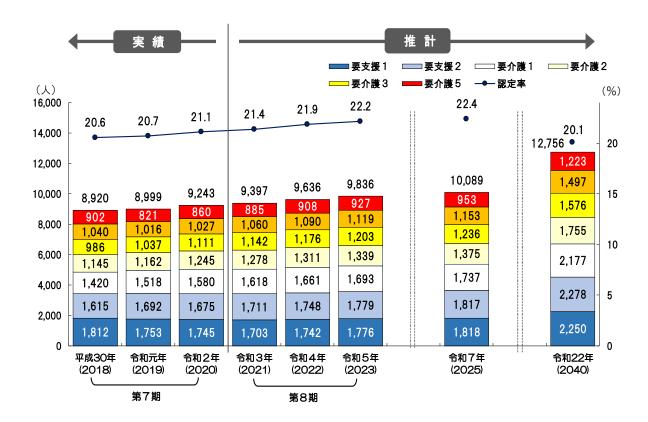
				実績				見込み	L .		
			平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和5年 (2023)		令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
第	1号	認定者数(人)	8,715	8,787	9,024	9,177	9,408	9,605		9,853	12,529
		期高齢者計 5歳~74歳)	871	831	866	862	815	784		744	1,297
		期高齢者計 5歳以上)	7,844	7,956	8,158	8,315	8,593	8,821		9,109	11,232
		75歳~84歳	2,842	2,852	2,772	2,697	2,787	2,905		3,044	3,338
		85歳以上	5,002	5,104	5,386	5,618	5,806	5,916		6,065	7,894
第	2 号	認定者数(人)	205	212	219	220	228	231		236	227
総刻	数(人	`)	8,920	8,999	9,243	9,397	9,636	9,836		10,089	12,756
	定率 [1号	、第2号認定者総数)	20.6%	20.7%	21.1%	21.4%	21.9%	22.2%		22.4%	20.1%

※実績は、各年9月末現在の数値(介護保険事業状況報告をもとに作成。住所地特例者を含む)

[※]見込みは、各年9月末の推計値(住所地特例者を含む)

[※]認定率=(第1号認定者数+第2号認定者数)÷第1号被保険者数

◆介護度別認定者数の実績と見込み



	実績			見込み						
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和3年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)		令和7年 (2025)		令和22年 (2040)
要支援1	1,812	1,753	1,745	1,703	1,742	1,776		1,818		2,250
要支援 2	1,615	1,692	1,675	1,711	1,748	1,779		1,817		2,278
要介護1	1,420	1,518	1,580	1,618	1,661	1,693		1,737		2,177
要介護 2	1,145	1,162	1,245	1,278	1,311	1,339		1,375		1,755
要介護3	986	1,037	1,111	1,142	1,176	1,203		1,236		1,576
要介護 4	1,040	1,016	1,027	1,060	1,090	1,119		1,153		1,497
要介護 5	902	821	860	885	908	927		953		1,223
総数(人)	8,920	8,999	9,243	9,397	9,636	9,836		10,089		12,756
認定率	20.6%	20.7%	21.1%	21.4%	21.9%	22.2%		22.4%		20.1%

※実績は、各年9月末現在の数値(介護保険事業状況報告をもとに作成。住所地特例者を含む)

[※]見込みは、各年9月末の推計値(住所地特例者を含む)

[※]認定率=(第1号認定者数+第2号認定者数)÷第1号被保険者数

③介護サービス利用状況

介護サービス利用量の実績は、総じて増加傾向にあります。

見込みとの比較では、平成30(2018)年度と令和元(2019)年度ともに、訪問看護、通所介護、介護療養型医療施設等で、計画を上回っています。

◆介護サービス利用量の見込みと実績の比較

区	後 7 一 C 不利用重の兄匹の 6				F度	令和元(2019)年度			
	サービス種別		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	
分			(A)	(B)	(B/A)	(A)	(B)	(B/A)	
	訪問介護	回/月	35,264	33,519	0.95	37,132	31,720	0.85	
	ᄢᆡᄞᄭᇡ	人/月	1,492	1,503	1.01	1,514	1,486	0.98	
	訪問入浴介護	回/月	845	772	0.91	873	717	0.82	
	が	人/月	170	157	0.92	181	145	0.80	
	訪問看護	回/月	8,540	9,012	1.06	9,465	10,117	1.07	
	에비伯 œ	人/月	854	875	1.02	922	941	1.02	
	訪問リハビリテーション	回/月	3,068	2,899	0.94	3,336	3,027	0.91	
	別向 グ・こう グークョン	人/月	258	235	0.91	275	248	0.90	
	居宅療養管理指導	人/月	1,874	1,784	0.95	1,974	1,862	0.94	
居	居通所介護	回/月	10,942	10,921	1.00	11,268	11,409	1.01	
		人/月	1,083	1,106	1.02	1,087	1,156	1.06	
	通所リハビリテーション	回/月	1,298	1,162	0.90	1,397	1,196	0.86	
宅	通別 グバこグ ケーション	人/月	199	197	0.99	212	202	0.95	
	短期入所生活介護	日/月	3,710	2,985	0.80	3,816	3,420	0.90	
	起期人所生活介 護	人/月	398	365	0.92	397	388	0.98	
	短期入所療養介護	日/月	191	129	0.68	202	117	0.58	
	· 拉斯八州療食介護	人/月	18	15	0.83	19	14	0.74	
	福祉用具貸与	人/月	1,849	1,821	0.98	1,870	1,899	1.02	
	特定福祉用具販売	人/月	38	39	1.03	39	40	1.03	
	住宅改修費	人/月	25	23	0.92	26	22	0.85	
	特定施設入居者生活介護	人/月	920	845	0.92	936	869	0.93	
	居宅介護支援	人/月	2,753	2,761	1.00	2,795	2,816	1.01	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	30	11	0.37	40	12	0.30	
	夜間対応型訪問介護	人/月	3	0	0	3	0	0	
	=77 67 선 시 선 포니오 = 7 시 = #	回/月	1,625	1,259	0.77	1,683	1,468	0.87	
地	認知症対応型通所介護	人/月	167	137	0.82	175	151	0.86	
域	小規模多機能型居宅介護	人/月	31	16	0.52	45	18	0.40	
密	認知症対応型共同生活介護	人/月	109	96	0.88	112	100	0.89	
着	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	1	0	0	1	1	1.00	
/		回/月	3,754	3,082	0.82	4,275	3,163	0.74	
	地域密着型通所介護	人/月	448	378	0.84	498	379	0.76	
		人/月	24	21	0.88	24	22	0.92	
		人/月	846	791	0.93	849	790	0.93	
施	介護老人保健施設	人/月	205	183	0.89	206	180	0.87	
設	介護療養型医療施設	人/月	40	42	1.05	32	38	1.19	
пX		人/月	8	1	0.13	9	33	0.33	
	刀吱凸尔闪	八/万	٥	1	0.13	9	3	0.55	

④介護予防サービス利用状況

介護予防サービス利用量の実績も、総じて増加傾向にあります。

利用量を見ると、平成30(2018)年度と令和元(2019)年度ともに、介護予防訪問看護と介護予防通所リハビリテーション等で、見込みを上回っています。

◆介護予防サービス利用量の見込みと実績の比較

区			平瓦	戈30(2018)年	F度	令和元(2019)年度			
_	サービス種別		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	
分			(A)	(B)	(A/B)	(A)	(B)	(A/B)	
	介護予防訪問入浴介護		17	5	0.29	27	8	0.30	
	月暖了例如时八位月暖	人/月	5	1	0.20	7	2	0.29	
	介護予防訪問看護	回/月	2,298	2,785	1.21	2,767	3,443	1.24	
	八碳 分别机内有碳	人/月	272	305	1.12	306	354	1.16	
	 介護予防訪問リハビリテーション	回/月	822	913	1.11	867	861	0.99	
	月 綾 上 例 初 同 サハ こ サ ナ 一 ション	人/月	79	85	1.08	82	81	0.99	
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	353	332	0.94	384	338	0.88	
居	介護予防通所リハビリテーション	人/月	105	119	1.13	124	152	1.23	
	介護予防短期入所生活介護	日/月	89	104	1.17	97	79	0.81	
宅		人/月	19	20	1.05	19	15	0.79	
	介護予防短期入所療養介護	日/月	13	2	0.15	13	1	0.08	
	月	人/月	2	1	0.50	2	1	0.50	
	介護予防福祉用具貸与	人/月	975	959	0.98	1,065	975	0.92	
	特定介護予防福祉用具販売	人/月	28	24	0.86	28	20	0.71	
	介護予防住宅改修費	人/月	24	19	0.79	26	16	0.62	
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	234	207	0.88	253	196	0.77	
	介護予防支援	人/月	1,148	1,244	1.08	1,195	1,286	1.08	
	ᄉᅔᅩᄝᅜᅑᄓᆄᆉᅕᅖᅜᇎᄼᆇ	回/月	0	0	0	0	0	0	
地域密着	介護予防認知症対応型通所介護	人/月	0	0	0	0	0	0	
密着	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	4	3	0.75	5	2	0.40	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	1	_	

⑤居宅及び施設サービス量の見込み

居宅及び施設サービス量の見込みについては、要介護(要支援)認定者数の見込み及び これまでの給付実績、施設整備計画を勘案し、推計します。

これらの見込みには、東京都の保健医療計画との整合性確保の点から医療の一般病床、 療養病床転換・廃止等から生じる介護サービスの必要量を追加しています。

A. 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護、炊事・洗濯・掃除等の生活援助を行うサービスです。

		実績		見込み			
サービス種別	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
社問人 羅	回/月	33,519	31,720	32,188	32,588	33,912	34,987
訪問介護	人/月	1,503	1,486	1,463	1,470	1,516	1,554

[※]実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

B. 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で居宅を訪問して、入浴の介助をします。身体の清潔保持をするとともに、利用者の心身機能または生活機能の維持・向上等を図るサービスです。

					見込み			
サービス種別	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)		
訪問入浴介護	回/月	772	717	788	753	778	798	
初 问 八 位 月	人/月	157	145	150	146	151	155	
人=#マル-+	回/月	5	8	1	8	8	8	
介護予防訪問入浴介護	人/月	1	2	1	2	2	2	

[※]実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

C. 訪問看護及び介護予防訪問看護

看護師等が疾患のある利用者の居宅を訪問して、主治医と連絡を取りながら、主治医の 指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
訪問看護	回/月	9,012	10,117	13,028	13,891	14,747	15,676	
初 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1	人/月	875	941	1,045	1,107	1,176	1,251	
	回/月	2,785	3,443	3,986	4,349	4,648	4,900	
介護予防訪問看護	人/月	305	354	403	444	475	500	

[※]実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

D. 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者の居宅を訪問して、心身機能の維持・ 回復を図り、日常生活での自立に向けたリハビリテーションを行うサービスです。

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
訪問リハビリテーション	回/月	2,899	3,027	3,061	3,093	3,194	3,296	
初向り へこりナーション	人/月	235	248	245	244	252	260	
回/月 介護予防訪問リハビリテーション	回/月	913	861	733	750	769	780	
川茂が別別りがとりナーション	人/月	85	81	70	71	73	74	

[※]実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

E. 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な利用者の居宅を訪問して、療養上の健康管理、 保健指導等の医学的な指導を行うサービスです。

		実績			見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
居宅療養管理指導	人/月	1,784	1,862	1,994	2,083	2,184	2,293	
介護予防居宅療養管理指導	人/月	332	338	337	364	385	404	

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

F. 通所介護

利用者がデイサービスセンター等に通い、施設において食事・入浴等日常生活上の支援や、生活機能向上の機能訓練、レクリエーション等を行うサービスです。

サービス種別			実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
回/月 通所介護 人/月		10,921	11,409	10,461	13,204	13,829	14,294	
		1,106	1,156	1,019	1,237	1,278	1,308	

[※]実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

G. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

利用者が医療施設や介護老人保健施設等に通い、理学療法士や作業療法士等による、心身機能の維持・回復を図り、日常生活での自立をうながすために必要なリハビリテーション等を行うサービスです。

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
通所リハビリテーション	回/月	1,162	1,196	813	1,239	1,283	1,312	
通所リハヒリテーション 人/月		197	202	140	214	222	227	
介護予防通所リハビリテーション	人/月	119	152	118	137	141	144	

[※]実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

H. 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の介護施設に短期間入所した人に、日常生活の介護や機能訓練等を行うサービスです。自宅にこもりきりの利用者の孤立感解消や心身機能の維持回復、家族の介護の負担軽減等を目的として実施します。

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
短期入所生活介護	日/月		3,420	2,990	3,852	3,977	4,104	
应	人/月	365	388	306	410	423	436	
日/月		104	79	45	96	99	99	
介護予防短期入所生活介護	人/月	20	15	9	15	15	15	

[※]実績値及び見込み値は、月平均延べ利用日数及び月平均利用者数

第三部

I. 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所した人に、医学的な管理のもとで看護 や機能訓練、日常生活の介護等を行うサービスです。自宅にこもりきりの利用者の孤立 感解消や心身機能の維持回復、家族の介護の負担軽減等を目的として実施します。

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
短期入所療養介護	日/月	129	117	90	106	116	127	
应 <u>别</u> 八川烷食月	人/月	15	14	10	12	13	14	
日/		2	1	0	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護	人/月	1	1	0	0	0	0	

[※]実績値及び見込み値は、月平均延べ利用日数及び月平均利用者数

J. 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

心身機能が低下した高齢者に、日常生活の自立を助けるための福祉用具や、機能訓練のために必要な福祉用具を貸し出すサービスです。

			実績			見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)		
福祉用具貸与 人/月		1,821	1,899	2,070	2,188	2,295	2,411		
介護予防福祉用具貸与	人/月	959	975	1,003	1,070	1,125	1,180		

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

K. 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄に用いる貸与になじまない福祉用具の購入費を限度額内で支給します。

		実績			見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
特定福祉用具販売	人/月	39	40	43	44	45	46	
特定介護予防福祉用具販売	人/月	24	20	18	19	19	20	

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

L. 住宅改修費及び介護予防住宅改修費

浴室やトイレの手すりの取り付け、段差解消等小規模な住宅改修費を、限度額内で支 給します。

			実績			見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)		
住宅改修費 人/月		23	22	21	21	21	22		
介護予防住宅改修費	人/月	19	16	16	17	17	17		

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

M. 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

定員30人以上の有料老人ホーム等に入居している人に、入浴、排せつ、食事等の介護、 日常生活上の支援、機能訓練等を提供するサービスです。

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
特定施設入居者生活介護 人/月		845	869	895	920	943	962	
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	207	196	183	179	180	180	

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

N. 居宅介護支援及び介護予防支援

ケアマネジャーが、利用者本人及び家族の希望、心身の状況等を勘案し、要介護者(要介護 $1\sim5$)に対してケアプランを、地域包括支援センター職員が、要支援者(要支援 $1\cdot2$)に対して介護予防ケアプランを作成します。また、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
居宅介護支援	人/月	2,761	2,816	2,945	3,065	3,163	3,241	
介護予防支援 人/月		1,244	1,286	1,317	1,344	1,374	1,401	

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

O. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所し、食事、入浴、 排せつ等の介護や健康管理を行う施設です。

			実績			見込み		
サービス種別	ビス種別		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
介護老人福祉施設	人/月	791	790	802	884	894	894	

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

P. 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアが必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもとで、介護、看護、機能訓練等を行う施設です。

			実績			見込み		
サービス種別	サービス種別		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和3年度令和4年度令和		
介護老人保健施設	人/月	183	180	194	196	200	205	

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

Q. 介護療養型医療施設(療養病床等)

急性期の治療が終わり、医療の必要性の高い人に、医学上の管理のもとで、療養上の管理、看護・介護、機能訓練等を行う施設です。

介護療養型医療施設については、介護保険法の改正により、令和 5 (2023)年度末まで に廃止または介護医療院等へ転換することになっています。

			実績 実績			見込み		
サービス種別		平成30年度	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
介護療養型医療施設	人/月	42	38	25	22	11	5	

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

R. 介護医療院

日常的な医学的管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能 を兼ね備えた新しい施設で、介護療養型医療施設の受け皿として機能する施設です。

			実績			見込み		
サービス種別	ービス種別		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
介護医療院	人/月	1	3	3	15	28	47	

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

◆居宅介護サービス利用量の見込み(まとめ)

			実績			見込み	
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
訪問介護	回/月	33,519	31,720	32,188	32,588	33,912	34,987
에 면 기 RE	人/月	1,503	1,486	1,463	1,470	1,516	1,554
訪問入浴介護	回/月	772	717	788	753	778	798
初间八/6月 茂	人/月	157	145	150	146	151	155
訪問看護	回/月	9,012	10,117	13,028	13,891	14,747	15,676
初 问	人/月	875	941	1,045	1,107	1,176	1,251
訪問リハビリテーション	回/月	2,899	3,027	3,061	3,093	3,194	3,296
初向りバビッグーション	人/月	235	248	245	244	252	260
居宅療養管理指導	人/月	1,784	1,862	1,994	2,083	2,184	2,293
通所介護	回/月	10,921	11,409	10,461	13,204	13,829	14,294
地 別月 陵	人/月	1,106	1,156	1,019	1,237	1,278	1,308
通所リハビリテーション	回/月	1,162	1,196	813	1,239	1,283	1,312
週// リハこり / フョン	人/月	197	202	140	214	222	227
短期入所生活介護	日/月	2,985	3,420	2,990	3,852	3,977	4,104
应 <u>知</u> 八州主力月	人/月	365	388	306	410	423	436
短期入所療養介護	日/月	129	117	90	106	116	127
应 <u>知</u> 八川惊食月	人/月	15	14	10	12	13	14
福祉用具貸与	人/月	1,821	1,899	2,070	2,188	2,295	2,411
特定福祉用具販売	人/月	39	40	43	44	45	46
住宅改修費	人/月	23	22	21	21	21	22
特定施設入居者生活介護	人/月	845	869	895	920	943	962
居宅介護支援	人/月	2,761	2,816	2,945	3,065	3,163	3,241

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回(日)数

◆介護予防居宅サービス利用量の見込み(まとめ)

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
介護予防訪問入浴介護	回/月	5	8	1	8	8	8	
月 读了的的问人位月 读	人/月	1	2	1	2	2	2	
人洪又叶計明毛洪	回/月	2,785	3,443	3,986	4,349	4,648	4,900	
介護予防訪問看護	人/月	305	354	403	444	475	500	
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	913	861	733	750	769	780	
川渡で附切回りハこりナーション	人/月	85	81	70	71	73	74	
介護予防居宅療養管理指導	人/月	332	338	337	364	385	404	
介護予防通所リハビリテーション	人/月	119	152	118	137	141	144	
介護予防短期入所生活介護	日/月	104	79	45	96	99	99	
月 陵 了 例 应 册 八 例 土 心 月	人/月	20	15	9	15	15	15	
介護予防短期入所療養介護	日/月	2	1	0	0	0	0	
川護了例应期入州原食川護	人/月	1	1	0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	人/月	959	975	1,003	1,070	1,125	1,180	
特定介護予防福祉用具販売	人/月	24	20	18	19	19	20	
介護予防住宅改修費	人/月	19	16	16	17	17	17	
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	207	196	183	179	180	180	
介護予防支援	人/月	1,244	1,286	1,317	1,344	1,374	1,401	

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回(日)数

◆施設サービス利用量の見込み(まとめ)

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
介護老人福祉施設	人/月	791	790	802	884	894	894	
介護老人保健施設	人/月	183	180	194	196	200	205	
介護療養型医療施設	人/月	42	38	25	22	11	5	
介護医療院	人/月	1	3	3	15	28	47	

※数値は、月平均利用者数

⑥地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービス量の見込みについては、地域に必要とされるサービスの量を、要介護(要支援)認定者数の見込み、これまでの給付実績及び適正なサービス提供に向けて 作成された福祉施設基盤整備の考え方を勘案し、推計します。

A. 定期巡回·随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問と通報による随時の介護・看護を、日中・夜間を問わず提供するサービスです。これまで、施設サービスの対象となるような中・重度者であっても、住み慣れた居宅で継続して生活ができるよう支援する地域包括ケアシステムを支えるサービスです。

			実績			見込み		
サービス種別	ふ種別		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	11	12	17	18	18	19	

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

B. 夜間対応型訪問介護

夜間帯(18時〜翌日8時)の定期的な巡回訪問による排泄の介助や安否確認や、通報による訪問介護員(ホームヘルパー)の介助等のサービスを提供するものです。

夜間対応型訪問介護としての実績も参入情報もないことから、第8期における介護 サービス量は見込んでおりません。

C. 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模の通所介護の施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービス等を日帰りで利用するサービスです。

サービス種別			実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
地域密着型通所介護 人/月		3,082	3,163	3,036	3,361	3,477	3,565	
		378	379	326	364	376	385	

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回数

D. 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者、要支援者が通所介護の施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の 支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービス等を日帰りで利用する サービスです。

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
認知症対応型通所介護	回月		1,468	1,335	1,512	1,535	1,564	
於和雅內心至超別月護	人/月	137	151	131	150	152	155	
○		0	0	0	0	0	0	
介護予防認知症対応型通所介護	人/月	0	0	0	0	0	0	

[※]数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回数

E. 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、日中の「通い」を中心として、利用者の自宅への「訪問」や短期間の「泊まり」のケアを組み合わせて一体的に提供するサービスです。

サービス種別			実績			見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)		
小規模多機能型居宅介護	人/月	16	18	24	25	25	25		
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	3	2	2	2	2	2		

[※]数値は、月平均利用者数

F. 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に、共同生活を営む住居(グループホーム)において食事や入浴、排せつ等の介護、機能訓練等を提供するサービスです。

サービス種別			実績		見込み			
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護 人/月		100	104	123	123	123	
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	1	1	0	0	0	

[※]数値は、月平均利用者数

G. 地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入所定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等において、食事 や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等の提供を受けるサービスです。

地域密着型特定施設入居者生活介護としての実績も参入情報もないことから、第8期における介護サービス量は見込んでおりません。

H. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要な人が、入所定員29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) に入所して、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等の提供を 受けるサービスです。

			実績		見込み		
サービス種別		平成30年度	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護 人/月		21	22	24	24	24	24

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

I. 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を備えた複合型のサービスで、利用者の状態に応じて「通い|「泊まり|「訪問(看護・介護)| サービスを一体的に提供します。

			実績		見込み		
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	1	0	12	12	12

[※]実績値及び見込み値は、月平均利用者数

◆地域密着型サービス利用量の見込み(まとめ)

			実績			見込み	
サービス種別	サービス種別		令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	11	12	17	18	18	19
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	3,082	3,163	3,036	3,361	3,477	3,565
化场伍有主应用并 吱	人/月	378	379	326	364	376	385
認知症対応型通所介護	回/月	1,259	1,468	1,335	1,512	1,535	1,564
心和证外心主题/11/11 唛	人/月	137	151	131	150	152	155
小規模多機能型居宅介護	人/月	16	18	24	25	25	25
認知症対応型共同生活介護	人/月	96	100	104	123	123	123
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護	人/月	21	22	24	24	24	24
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	1	0	12	12	12

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回数

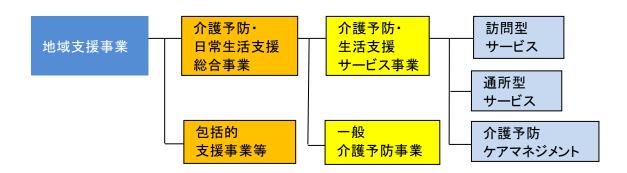
◆地域密着型介護予防サービス利用量の見込み(まとめ)

			実績		見込み			
サービス種別		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0	
月 读了的 於 和 征	人/月	0	0	0	0	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	3	2	2	2	2	2	
介護予防認知症対応型共同生活介護 人/月		0	1	1	0	0	0	

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回数

(2)地域支援事業の見込み

第8期における地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」から構成されています。



◆地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

		実績		見込み			
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	
介護予防・日常生活支援総合事業	560,901	550,034	498,287	595,669	607,575	619,991	
包括的支援事業等	292,691	330,377	335,687	340,682	340,682	355,444	
地域支援事業費合計	853,593	880,411	833,974	936,351	948,257	975,435	

※表中の数値は千円単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある

※地域支援事業費には、保険給付費の実績額や高齢者人口の伸び等に応じた上限額がある

①介護予防·日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)は、元気な高齢者から要支援の人まで、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活するために、介護予防と日常生活の自立を支援する事業です。

渋谷区では、平成28(2016)年4月から開始され、一人ひとりの状態に応じた、よりきめ細かいサービスが利用できるようになりました。総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

◆介護予防・生活支援サービス事業利用量の見込み

			実績		見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) 〔見込み〕	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
訪問型サービス	人/月	1,236	1,177	1,094	1,167	1,192	1,214
通所型サービス	人/月	815	779	621	774	791	804
介護予防ケアマネジメント	人/月	903	856	761	855	875	890

※数値は、月平均利用者数

②包括的支援事業

第8期計画においては、下記の $A \sim D$ の事業等を行います。各事業の状況に応じて、 事業費を見込んでいます。

A. 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターを区内に11か所設置し、様々な生活上の課題を抱える区民が 地域の中で安心して生活できるよう、包括的な相談支援を実施します。

◆日常生活圏域別の高齢者人口と地域包括支援センターの設置状況

	東部圏域	西部圏域	南部圏域	北部圏域
65歳以上人口	8,574人	12,964人	11,899人	9,725人
地域包括支援センター数	3 か所	3 か所	3 か所	2 か所
うち機能強化型	1か所	1 か所	1か所	1 か所

※65歳以上人口は、令和2(2020)年10月1日現在の数値

※各圏域の地域包括支援センターの内訳は P.8 「4 日常生活圏域」を参照

B. 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療相談窓口を設置するとともに、新たに在宅医療・介護連携推進コーディネーターを設置し、高齢者が在宅で医療や介護サービスを利用しながら安心して療養生活を続けられるように、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療機関と連携して、専門的相談や支援を実施します。

C. 生活支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向けた重要な事業の一つとして、「住民主体の地域づくり」 を目的とし、地域の生活課題をもとに、住民とともに地域に必要な取組の拡充・充実 を図ります。

地域における定期的な情報共有・連携強化の場として協議体を設置し、関係者間のネットワークづくりに向けた調整役として、生活支援コーディネーターを配置します。

D. 認知症施策推進事業

認知症地域支援推進員を4人配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、関係機関と連携した事業の企画・調整、相談支援・支援体制構築等を実施します。また、認知症サポーター等と認知症の人や家族の支援ニーズとをつなげる仕組みを構築します。

(3)保険給付費の実績と見込み

保険給付費は、介護(予防)給付費(各サービスの利用に対する保険給付及びその他の給付)と地域支援事業費の合計です。介護(予防)給付費の見込み額は、サービス利用量の見込みと介護報酬により算出します。

◆保険給付費の実績

(単位:千円)

						(+ <u>+</u> 1 1 1 1
年 度		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020) 〔見込み〕	合計	
介	護サービス費(A)		11,639,544	11,868,199	12,153,115	35,660,858
		介護給付	6,745,203	6,835,614	7,062,873	20,643,690
	居宅サービス費	予防給付	636,851	652,525	651,313	1,940,689
	施設サービス費	介護給付	3,384,095	3,442,835	3,491,881	10,318,811
	地域密着型	介護給付	870,813	932,806	946,371	2,749,990
	サービス費	予防給付	2,583	4,419	677	7,679
特	特定入所者介護サービス費(B)		249,966	243,935	233,834	727,735
その他の給付費(С)		459,657	611,374	641,202	1,712,233	
保	険給付費合計(A + B +	-C)	12,349,167	12,723,508	13,028,151	38,100,826

[※]居宅サービス費は、居宅介護支援費・介護予防支援費、特定福祉用具販売費・特定介護予防福祉用具販売費、住宅改修費・介護予防住宅改修費を含む

◆保険給付費の見込み

(単位:千円)

年 度			令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	合計
介護サービス費(A)			13,277,080	13,682,778	14,064,432	41,024,290
	日ウル パっま	介護給付	7,652,443	7,949,637	8,210,485	23,812,565
	居宅サービス費	予防給付	689,375	715,577	737,432	2,142,384
	施設サービス費	介護給付	3,845,424	3,912,502	3,997,682	11,755,608
	地域密着型	介護給付	1,088,435	1,103,658	1,117,429	3,309,522
	サービス費	予防給付	1,403	1,404	1,404	4,211
特定入所者介護サービス費(B)			225,004	211,070	215,452	651,526
その他の給付費(С)			456,545	454,512	463,945	1,375,002
保) Ç給付費合計(A+B+	· C)	13,958,629	14,348,360	14,743,829	43,050,818

[※]居宅サービス費は、居宅介護支援費・介護予防支援費、特定福祉用具販売費・特定介護予防福祉用具販 売費、住宅改修費・介護予防住宅改修費を含む

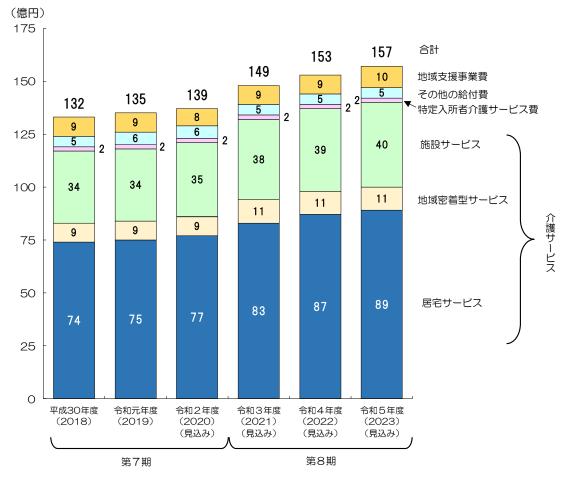
[※]その他の給付費は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を指す

[※]表中の数値は千円単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある

[※]その他の給付費は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を指す

[※]表中の数値は千円単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある

◆サービス別保険給付費と地域支援事業費の推移(見込み)



- ・「居宅サービス」は、居宅への訪問や事業所への通所、短期入所等によって提供される サービスです。
- ・「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域での生活を継続できるために区が指定した サービスです。
- ・「施設サービス」は、居宅での介護が困難になった場合に、介護保険施設へ入所して提供される介護や看護、療養等のサービスです。
- ・「特定入所者介護サービス費」は、施設入所等の際に利用者が支払う費用のうち、自己 負担が困難な低所得者に対して食費及び居住費の一部を給付する制度にかかる費用 です。
- ・「その他の給付費」は、サービス利用によって発生する高額介護(予防)サービス等の給付費です。
- ・「地域支援事業費」は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任 意事業」の費用の合計です。

※数値は億単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある

(4) 第1号被保険者の介護保険料

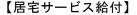
第1号被保険者の介護保険料は、期間中の被保険者数及び要介護(要支援)認定者数の推計値と、介護サービス量の見込みから算出した介護給付費、地域支援事業費等から算定します。

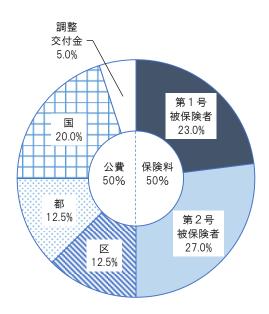
第8期計画期間の第1号被保険者の介護保険料については、区の介護給付費準備基金 を活用し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行います。

①保険給付費等の負担割合

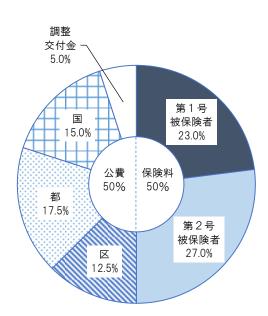
介護保険の財源は、利用者負担分を除いた保険給付費と地域支援事業費を、国、都、区が負担する公費負担(税金)と、40歳以上の被保険者が負担する保険料負担とでまかなっています。このうち、第1号被保険者の負担割合は23%です。

◆保険給付費の負担割合





【施設サービス等給付】

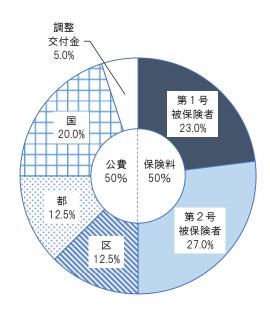


- ※施設サービス等給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、 特定施設にかかる給付費であり、居宅サービス給付費は施設等給付費以外の給付費である
- ※調整交付金は、全国ベースの給付費の5%相当分を保険者間の後期高齢者(75歳以上)の割合の相違、 第1号被保険者の所得水準の相違等による格差を調整するため、国から交付されるものであり、渋谷区 においては第8期介護保険事業計画期間の調整交付金の割合を3年間平均で約3.7%と見込んでいる

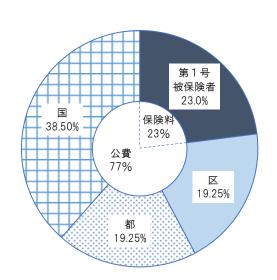
また、地域支援事業の財源の一部にも、第1号被保険者の保険料が充てられます。地域支援事業費の負担割合は、下記の通りです。

◆地域支援事業費の負担割合

【介護予防·日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



②第8期介護保険事業計画における介護保険料算出の考え方

第8期介護保険事業計画期間は、被保険者数や要介護(要支援)認定者数の増によるサービス利用量の増加が見込まれます。

介護保険料は3年間の介護保険事業計画期間の収支状況を勘案して設定されていますが、介護保険事業運営の安定のため、介護給付費準備基金を設置しています。

介護給付費準備基金の活用については、将来的に介護保険料が急激に上昇することがないよう長期的な視点によって計画的に運用していくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症等社会情勢の変化も踏まえ、第8期介護保険事業計画期間では、積立金を5億5,000万円取り崩し、介護保険料の上昇を抑えています。

また、低所得段階に対する一層の負担軽減と、上位段階との差が大きい段階の調整を 図るため、所得段階の第1段階、第2段階、第6段階及び第8段階について負担割合を 引き下げます。

③第8期介護保険事業計画における介護保険料基準額

介護給付費準備基金等の活用により、第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額は、年額で71.520円(1月あたり5.960円)となります。

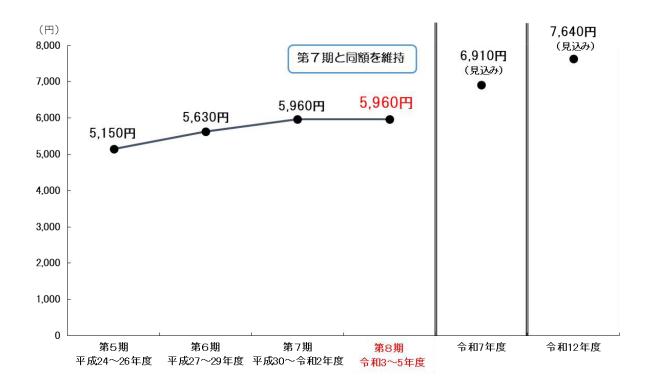
◆第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料基準額

介護保険料基準額(年額) 71,520円(1月あたり5,960円)

保険給付費の第1号被 十地域支援事業費の第1号 保険者負担分(約23%) 十被保険者負担分(約23%) 保険料基準額(年額)= 渋谷区の第1号被保険者数(3年間総数)

※第1号被保険者の保険料基準額は、第8期介護保険事業計画期間の報酬改定調整後保険給付費 及び地域支援事業費の見込み額から、第1号被保険者の負担分を算出し、収納率、介護給付費 準備基金の取り崩し額等を勘案し、第1号被保険者数で割った額である

◆第5期からの介護保険料月額の推移と見込み



◆第8期介護保険事業計画における所得段階別保険料(年額)

保険料基準額(年額): 71,520円(1月あたり5,960円)

		所得基準	負担割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受	給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.25	17,900円
为工权相	・世帯全員が	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下	(基準額×0.45)	(32,200円)
第2段階	住民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超120万円以下	基準額×0.26 (基準額×0.51)	18,700円 (36,500円)
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円超	基準額×0.47 (基準額×0.52)	33,700円 (37,200円)
第4段階	本人は住民税 非課税で世帯	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下	基準額×0.70	50,100円
第5段階	に住民税課税 者がいる	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超	基準額×0.80	57,200円
第6段階		合計所得金額が125万円未満	基準額×1.01	72,200円
第7段階		合計所得金額が125万円以上 250万円未満	基準額×1.20	85,800円
第8段階		合計所得金額が250万円以上 375万円未満	基準額×1.45	103,700円
第9段階		合計所得金額が375万円以上 500万円未満	基準額×1.70	121,600円
第10段階	本人が	合計所得金額が500万円以上 750万円未満	基準額×1.95	139,500円
第11段階	住民税課税	合計所得金額が750万円以上 1,000万円未満	基準額×2.10	150,200円
第12段階		合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満	基準額×2.50	178,800円
第13段階		合計所得金額が1,500万円以上 2,500万円未満	基準額×2.80	200,300円
第14段階		合計所得金額が2,500万円以上 5,000万円未満	基準額×3.30	236,000円
第15段階		合計所得金額が5,000万円以上 1億円未満	基準額×4.00	286,100円
第16段階		合計所得金額が1億円以上	基準額×6.00	429,100円

[※]所得段階別の年間保険料は、保険料基準額(年間)に所得段階別の保険料率を乗じ、50円未満切捨て、50円以上 切上げで端数処理したもの

[※]第1段階から第3段階までの()内は、消費税率改定に伴う公費投入前の算定方式及び金額

[※]合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除した額を使用

[※]第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除し、給与所得が含まれる場合は、最大10万円を控除した額を使用

[※]第6段階以上の合計所得金額は、給与所得または年金収入に係る所得が含まれる場合は、最大10万円を控除した額を使用

2 事業の円滑な運営のための取組

(1) 苦情対応・相談体制の充実

超高齢社会の中、介護需要の高まりに併せてサービスの利用や介護保険制度に関する相談の内容も多様化しています。利用者により良いサービスを提供するためには、利用者からの苦情や相談に適切に対応し、サービスに反映していくことが重要です。

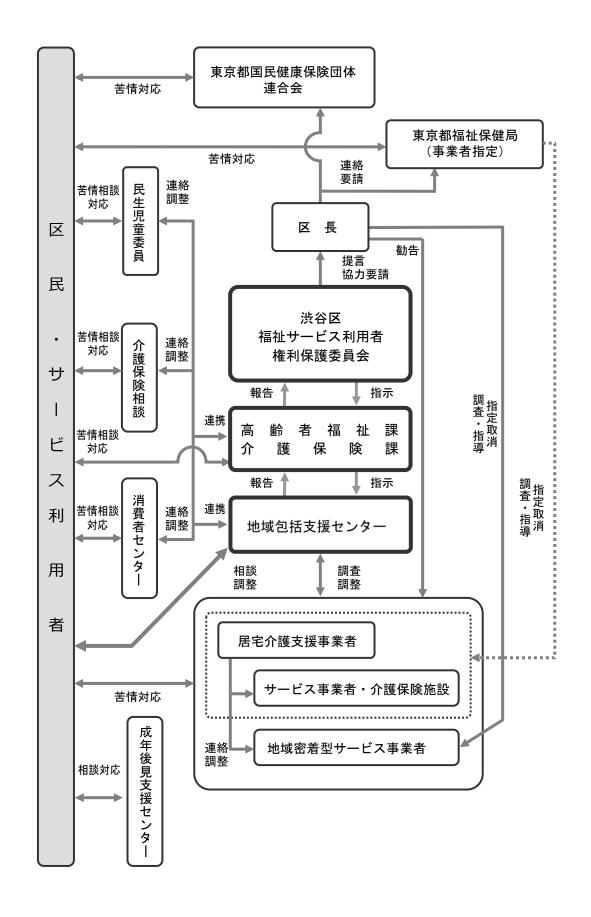
福祉サービス利用者全体を対象として申し立てられた苦情については、区長の附属機関である「渋谷区福祉サービス利用者権利保護委員会」が調査・審議しています。

また、介護保険相談員を配置し、利用者からの苦情や相談に速やかに対応できる体制をとっています。

地域における総合相談・支援の窓口である11地区の地域包括支援センターは、介護保険相談員等と連携を図り、苦情対応・相談体制の充実に努めています。

第8期以降についても、地域包括支援センター機能のより一層の充実に努め、関係機関や団体等との連携を強化し、苦情・相談に対して、きめ細かく、迅速に対応していくとともに、その内容をサービス提供者にフィードバックさせ、サービスの質の向上に向けた取組につなげていきます。

介護保険利用者権利保護に関する体制



(2)情報提供の充実

説明会の開催、区ホームページへの掲載及び各種印刷物等の作成による介護保険制度の周知徹底を継続するとともに、関係機関が公表している介護サービス情報の活用案内など情報提供の充実を図り、適正な制度利用や運営を図っていきます。

また、若年層に対して、介護保険制度や介護職等について、理解を深めてもらえるような周知を行います。

【継続事業】

事業名 情報提供の充実 ・住民への説明会の開催 ・区ニュースによる定期的な制度周知 ・区ホームページによる制度案内や介護保険事業の実績の公表 ・区ホームページに介護事業者の情報を提供する「介護事業者情報検索 システム」を掲載 ・「しぶや高齢者のしおり」による区独自サービスの情報提供 内容 ・機会を捉えた関係事項の諸手続きや申請案内の発行 ・「介護サービス情報公表システム」の活用案内 ・事業者への説明会の開催 ・若年層に対する制度等の周知 ・住民周知用パンフレット等の発行、配布 ・システムを活用し、介護事業者へ区からのお知らせや国等の通知等を 提供 担当部署 介護保険課介護相談係・介護給付係、高齢者福祉課福祉計画係

第三部

(3)介護保険に係る負担の軽減

①介護保険料の軽減

低所得者の介護保険料については、国が示す標準負担割合を超えない設定とするとと もに、区独自の保険料減額制度を実施しています。

第8期計画期間においても、これらの軽減策を引き続き実施します。

【継続事業】

事業名 渋谷区介護保険料個別減額制度

区独自の減額制度として、世帯全員が住民税非課税で生活に困窮している 人を対象に、保険料を減額します。

担当部署 介護保険課保険料係

事業名 公費による保険料軽減の強化

消費税増税による公費を投入して住民税非課税世帯の保険料軽減を行う 内容 ものです。平成27年4月より、一部実施を行い、令和元(2019)年10月の消費税率10%の改定にあわせて、さらに軽減強化を行なっています。

担当部署 介護保険課保険料係

②利用者負担の軽減

利用者負担については、国や東京都の助成制度のほか、区独自の制度を引き続き実施します。

【継続事業】

事業名 渋谷区介護保険サービス等利用者負担額助成制度

低所得者の居宅サービスに係る利用者負担額を軽減するため区の独自制内容をして実施します。世帯の収入、預貯金額等に応じ、居宅サービスの利用者負担額の70%を、食費・滞在費の利用者負担額の25%を助成します。

担当部署 介護保険課介護給付係

事業名 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額助成制度

障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用し境界層該当者として、 内容 定率負担額が0円だった利用者が、介護保険制度の適用を受け訪問介護等 を利用した場合、利用者負担を全額助成します。

担当部署 介護保険課介護給付係

事業名 施設サービスにおける食費・居住費の軽減

内容

特別養護老人ホーム等における食費・居住費の自己負担が、低所得者にとって過重なものとならないよう、世帯全員が住民税非課税等の人を対象に、所得に応じた負担限度額を設定し、基準費用額¹³との差額(補足給付)を保険給付で支給します。

担当部署介護保険課介護給付係

事業名 社会福祉法人等による軽減

内容

利用者負担の軽減を実施している社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームに入所している人で、世帯の収入、預貯金額等に応じ、介護費の利用者負担額、食費・居住費の25%(老齢福祉年金受給者は50%、生活保護受給者は個室に係る居住費の全額)を軽減します。

担当部署 介護保険課介護給付係

事業名 高額介護サービス費等貸付制度

内容

利用者が一時的に支払う費用が高額となり、事業者への支払いが困難な場合に、保険給付費見込み額の範囲で、高額介護サービス費等に相当する資金を無利子で貸し付けます。

担当部署 介護保険課介護給付係

¹³ 基準費用額:国が定めた施設における平均的な食費・居住費

介護保険事業の安定した運営

(4)事業者への支援

①福祉サービス第三者評価の促進

平成15(2003)年度から東京都が実施した「東京都福祉サービス第三者評価制度」を取り入れて、平成17(2005)年度に区の補助制度を創設し、すべての福祉サービスに対して幅広い第三者評価を進めてきました。

今後も、第三者評価の普及や定着を図り、介護サービス事業者の質を向上させサービスの内容を利用者に見えるものにします。

【継続事業】

事業名 福祉サービス第三者評価の普及

内 容

事業者説明会等において、第三者評価を受けることを促すとともに、利用者に対して公表されている評価結果の案内を積極的に行います。

担当部署福祉部管理課指導監査主査

事業名 福祉サービス第三者評価受審経費助成

内容

第三者評価を受けた介護サービス事業者に対して、経費を助成することにより、第三者評価の定着を図っていきます。

担当部署 福祉部管理課指導監査主査

②介護現場における事故等の再発防止に向けた取組

事業者の過失の有無に関わらず、施設内または居宅等での介護サービス提供中に、利用者の転倒等による事故が発生した場合は、事業者が事故報告書を作成し、区に報告します。

事故の再発を防止するためには、事業所内で事故原因を究明し、検討を行い、現場の介護職員等との共有が必要です。

介護職員一人ひとりが事故の予防を意識し、再発の防止を目指すことで、利用者の安全の確保及び介護サービスの質の向上が期待されます。

【継続事業】

事業名 **介護現場における事故発生防止に向けた事業者への情報提供**事業者から報告された介護現場における事故事例について、事故類型別に 件数の集計や主な原因と傾向を分析し、事故発生の防止や発生時の対応に 活用できるよう事業者へ情報提供を行います。 利用者の安全の確保、及び事故の再発防止に対する介護職員の意識向上を 目指します。 担当部署 介護保険課介護相談係

③介護現場におけるハラスメント対策

近年、介護現場では、利用者や家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメント等が問題となっています。介護職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えるために、介護事業所に対して対策マニュアルの周知や研修を実施するとともに、利用者や家族に対しては、介護保険サービスを適切に正しく利用してもらうための意識啓発を行います。

【新規事業】

事業名	介護事業所管理者向けハラスメント防止に向けた研修等実施(新規)
	国が作成した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を周知す
内容	るとともに、介護事業所が取り組むハラスメント防止対策について、研修
	等を実施します。
担当部署	介護保険課介護相談係

事	業名	介護サービスの利用者や家族に対する周知(新規)
内	图 容	利用者や家族に対し、介護保険サービスの適切な利用に関して理解を深めてもらうため冊子等を作成し周知を図ります。
担	当部署	介護保険課介護相談係

(5)介護給付等の適正化への取組

①介護給付適正化の経緯

介護給付適正化とは、平成19(2007)年に国から「介護給付適正化計画に関する指針」が示されたことにより、東京都としての考え方や目標を定めた「介護給付適正化計画」が策定され、平成20(2008)年より4期(12年)にわたり渋谷区と東京都が連携して取組を推進しています。

介護保険法で区の介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化への 取組と目標を盛り込むことが法律に位置付けられています。

②基本的な考え方

介護サービスを必要とする人を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促すことで、適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を図ることで、持続可能な介護保険制度へとつなげます。

団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年や団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22(2040)年に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、必要な給付を適正に提供するための適正化事業をさらに推進していきます。

③給付適正化事業の推進

保険者は、要介護認定の適正化(認定調査票の点検等)、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知からなる主要5事業のほか、地域の実情に応じた取組を、主体的かつ積極的に実施していくことが求められています。

【継続事業】

事業名	要介護認定の適正化
内容	介護認定審査会で使用する認定調査票と主治医意見書については、あらか じめ点検を行い、矛盾や具体性に欠ける記載がある場合は、認定調査員や 主治医に確認します。 また、公平公正な審査及び判定を行うために、介護認定審査会委員や認定 調査員に向けた研修会等を実施します。
目標	審査判定における軽重度変更率の地域差や合議体間の差、また認定調査項目の選択状況について、渋谷区の傾向を把握するとともに、認定調査員研修等を通じて要介護認定調査の平準化に向けた取組を進めます。
担当部署	介護保険課介護認定係

事業名	ケアプラン点検			
	介護給付適正化システムを利用し、自立支援・重度化防止のためのケアプ			
	ラン作成になっているか、給付実績をもとに確認を行い適正な介護サービ			
	スの利用を促します。また、東京都の「ケアマネジメントの質の向上ガイ			
内容	ドライン」に沿った面談方式のケアプラン点検を実施することにより、基			
	本となる事項を介護支援専門員とともに確認・検証しながら、介護支援専			
	門員の「気づき」を促すとともに、介護支援専門員の行うケアマネジメン			
	トの質の向上を図ります。			
	介護支援専門員がアセスメントを適切に行い、「生活全般の解決すべき課			
	題(ニーズ)」を導き出すことで、その課題を解決し、自立した日常生活を			
目標	営むために必要なサービスが利用できるようにケアマネジメントする力			
	を身に着け、質の向上を図ります。そのため、「面談方式によるケアプラ			
	ン点検」を含めたケアプラン点検の点検数を増やしていきます。			
	面談方式によるケアプラン点検の実施			
年次計画	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度	
	年4回	年 4 回	年 4 回	
担当部署	介護保険課介護給付係			

事業名	住宅改修等点検
内容	・住宅改修については、利用者の心身の状況や住宅の状況に合わせた住宅
	改修が適切に行われるよう、住宅改修の事前申請時に書類の確認をしま
	す。また、必要に応じて電話確認や訪問調査を実施します。
	・福祉用具購入や貸与については、必要性や利用状況等について点検する
	ことにより利用者の心身の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進め
	ます。
	介護サービス利用者の心身の状況等を踏まえた、適切な住宅改修や福祉用
目 標	具の利用がなされているか点検を行うことで、適正な給付の実現をめざし
	ます。
担当部署	介護保険課介護給付係

縦覧点検・医療情報との突合
複数月にまたがる介護報酬の支払い状況の確認や入院情報と介護保険の
給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性、算定回数・
算定日数等の点検を行い請求内容の誤り等を発見します。
毎月、東京都国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検・医療情報
との突合について帳票を活用し、点検の効率性を高め、請求内容の誤り等
を早期に発見して適切な請求につなげます。
介護保険課介護給付係

事業名	介護給付費通知
内容	利用者本人や家族に対して、給付費通知を送付します。事業者からの介護報酬請求、費用の給付状況について通知することにより、受けているサービスについて改めて確認し、適切なサービス利用を普及啓発します。また、事業者に対して適正なサービスの提供と適正な請求に向けた抑制効果をあげます。
目標	介護保険のサービス利用者にとって理解しやすい通知内容にするための 工夫をして、効果的な給付費通知を送付します。
担当部署	介護保険課介護給付係

事業名	給付実績の活用
内容	介護保険給付適正化システムから得られる給付実績等の情報から、不適切な可能性のある給付について、介護サービス事業所に確認を行い、サービス利用及び提供の改善、事業者への指導に活用します。
目標	給付実績を分析し、利用者の心身の状況や環境に合った、適正なケアプランに基づく介護サービスが提供されているか確認を行い、適正なサービス 提供と事業者の指導育成を図ります。
担当部署	福祉部管理課指導監査主査、介護保険課介護給付係

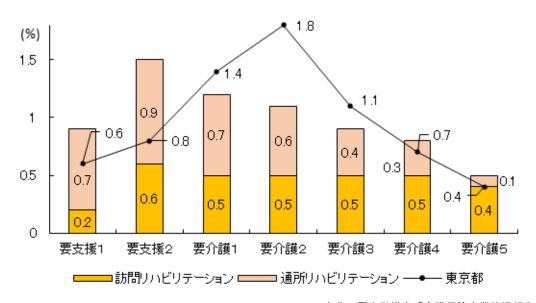
事業名	実地指導の実施		
内容	事業者に対し、対象サー	ビスの質の確保、利用者の	呆護、保険給付の適正化
	を図るため、必要な助言及び指導または是正の措置を講じます。事業者を		
	一定の場所に集めて行う集団指導と、事業所において行う実地指導を実施		
	します。サービスの取扱い及び介護報酬の請求に関する事項について、不		
	正または不当が疑われる場合等は、監査を行います。		
目標	被保険者が享受する介護サービスの質の確保を達成するため、定期的な実		
	地指導を実施します。		
	渋谷区内の所管する介護サービス事業所において、指定有効期間中に1回		
年次計画	以上の実地指導の実施率		
	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
	18%	21%	21%
担当部署	福祉部管理課指導監査主	 査	

(6) リハビリテーションサービス提供体制に関する取組

介護保険制度創設から20年が経過し、高齢化が加速するなかで、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制として、地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。また、医療と介護の連携は益々重要となり、リハビリテーションにおいても、要介護(支援)者が必要に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリから、介護保険で実施する生活期のリハビリへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

そして、「生活機能」の低下した高齢者に対しては、「生活機能」の要素である「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれにバランスよく働きかけていくことが重要となります。

◆要介護度別利用率(令和2(2020)年)



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

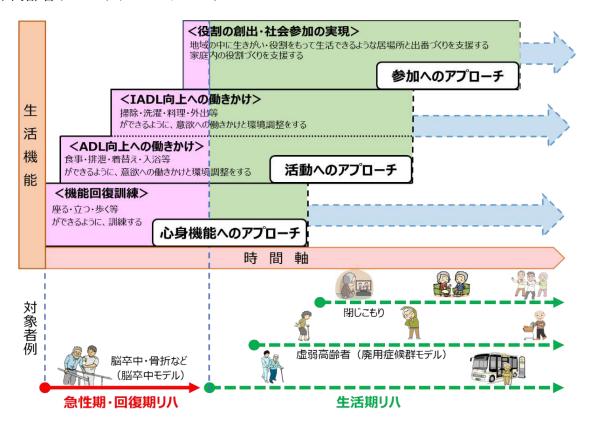
東京都全体の利用率と比べ、渋谷区では要支援 1・2の認定者がリハビリ系のサービスを多く利用している傾向にあります。要介護 1以上の認定者を含め、高齢者が個々の状態や必要性に応じてリハビリテーションサービスを適切に活用しながら、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

《取組と目標》

- ▼事業者説明会等を通じて、リハビリテーション体制に係る加算等の取得を促します。
- ▼介護職員向け育成研修において、介護報酬等の仕組みやリハビリテーションの専門職 による取組を紹介する等、理解の促進と自主的な取組を推進します。
- ▼リハビリテーションの利用や効果について検証を行い、利用者に合わせたリハビリテーションを行うことで自立を促します。
- ▼リハビリ専門職である「フレイル予防推進員」を活用し、通所型サービスC等サービス終了後において、通い場等社会参加の場所へつなげていきます。(P.74参照)

参考

◆高齢者リハビリテーションのイメージ



出典:「高齢者の地域における新たなリハビリテーションの在り方検討会報告書(平成27(2015)年3月)」